Mitsui Direct General Insurance Disclosure

2021

三井ダイレクト損害保険の現状



## はじめに

日頃は皆さまの温かいお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社の経営課題への取り組み、事業概況及び財務状況等を皆さまにご案内させていただきたく、ディスクロージャー誌「三井ダイレクト損害保険の現状 2021」を作成いたしました。本書が、当社へのご理解を深めていただく上で少しでもお役に立てば幸いに存じます。

今後とも皆さまの一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し 上げます。

## MS&AD 三井タイレクト損保

\*本誌は、保険業法第 111 条および当社ディスクロージャー・ポリシーに基づいて作成した 資料です。

#### ディスクロージャー・ポリシー

三井ダイレクト損害保険株式会社は、MS&AD インシュアランス グループ ディスクロージャー 基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

#### 1.情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を 行っていきます。

### 2.情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。

## <情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取組

#### 3.情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページ等を通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

Contents	ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	MS&ADインシュアランス グループについて	
	MS&ADインシュアランス グループについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	経営について	
	三井ダイレクト損保の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	主要経営指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	コーポレート・ガバナンス体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	内部統制システムに関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	E R M経営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	リスク管理とコンプライアンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	反社会的勢力に対する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	お客さま第一の業務運営に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	お客さまの声への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	お客さまの安心のために 商品・サービスについて	
	ご契約のお手続き方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	事故対応サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	取扱商品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	損害保険の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33

【資料】会社概要・業績データ

Ⅰ. 当社の概況・・・・・・・・・・35

Ⅱ. 当社の主要業務に関する事項・・・・・・・・・・38

Ⅲ.財産の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46 損害保険用語の解説・・・・・・・・・・56

# ごあいさつ

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染 症の影響で被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスは、人々の生活様式、価値観を一変させました。社会環境が大きく変わる中、常にお客さまの声に寄り添い、安心と安全をお届けするという私たちの使命を果たしていけるよう、日々取組みを進めています。

具体的な取組みとして、デジタル技術の活用と応対品質向上に努め、通販型保険業界で唯一のHDI格付け「五つ星認証」を3年連続で取得しました。また、2020年10月には、スマホアプリからかんたんに継続手続きができる仕組みを導入、手続き画面数を従来の3分の1にすることで使いやすさの向上を図りました。これからも自動車保険をもっと「やさしく」して、新しいお客さま体験を創造してまいります。

2021 年は、「中期経営計画 Vision 2021」の最終年度となります。中期経営計画で示した目指す姿「持続的成長」「経営基盤強化」「MS&ADグループにおける当社役割の深化」を実現し、次の時代も皆さまから選ばれる保険会社であるよう、未来志向でチャレンジし続けてまいります。

引続きのご愛顧とご支援をよろしくお願い申し上げます。



取締役社長

宮本晃雄



## 「やさしい」に想いを込めた新 CM の放映を開始しました ~あなたに寄り添う3つのストーリー~

2020年、お蔭さまで当社は開業20周年を迎えることができました。私たち三井ダイレクト損保は、お客さまにやさしく寄り添う 企業として、次の新たな一歩を踏み出します。

2021年2月、「自動車保険をもっとやさしくしたい」という想いを表現する新たなテレビ CM の放映を開始しました。「自動車保険 がもっと安ければいいのに」「自動車保険ってどういうときに使えるの?」…お客さまが自動車保険についてふと疑問に思われるよう なシーンで、私たちがお届けできる「やさしい」サービスを展開しています。

「家族編」

ライフスタイルにフィットし お財布にもやさしい自動車保険



「ソロキャンプ編」

こんな時にも使える自動車保険



「セカンドライフ編」

見積りも見直しもかんたんな



## スマホアプリで「かんたん継続手続き」を開始しました

2020年10月、「かんたん継続手続き」を開始しました。手続き画面数は従来の3分の1になり、わずか3ステップで継続手続きが 可能に。手続きに必要な時間も大幅に短くなりました。



入力する 特に重要な事項(告知事項)を入力し、 重要事項説明を確認。



## HDI 格付け:通販型保険業界で唯一 (注) の「五つ星認証」を 3 年連続で取得しました

HDI-Japan(運営:シンクサービス株式会社、代表取締役 CEO:山下 辰巳)の「五つ星認証プログラム」において、「問い合わせ窓 口」「Web サポート」の2部門で「五つ星認証」を取得しました。これは3年連続3度目の取得であり、通販型損保業界では当社の みが取得しています。

(注) 2021年2月現在、当社調べ





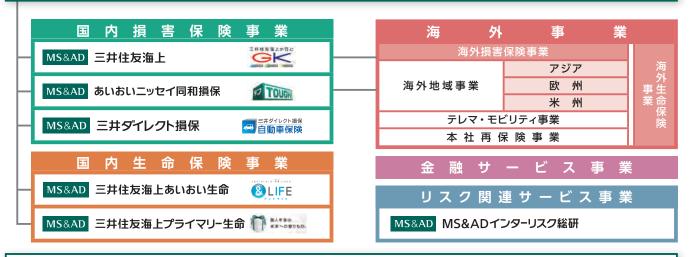
## MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループは特色ある3つの損害保険会社と2つの生命保険会社を中心とした保険・金融グ ループです。「活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支える」ことをミッションとして掲げ、世界50の国・地域 で事業展開しています。

当社グループの強みの一つは多様性です。グループ各社の強みや個性を活かし、多様なリスクに対応する商品・サー ビスを全世界に提供しています。

#### 持株会社

#### MS&ADホールディングス MS&AD



## 5つの事業ドメインを支えるMS&ADインシュアランス グループ各社

MS&AD MS&ADビジネスサポート

MS&AD MS&ADシステムズ

MS&AD MS&ADアビリティワークス

MS&AD MS&ADスタッフサービス

MS&AD MS&AD事務サービス

MS&AD MS&AD VENTURES

## MS&ADインシュアランス グループのポジショニング

## グループ全体 -

世界トップ水準の保険・金融グループ

正味収入保険料シェア

(2019年度)

フォーチュン・グローバル500-2020 収入金額ランキング

#### 国内損害保険事業 -

日本のお客さまから最も選ばれている損害保険グル-

国内生命保険事業

国内生命保険会社28社の中で有数の保険料収入規模

国内生命保険会社・グループの保険料等 収入ランキング(2019年度) (出所)各社公表数値より当社調べ

(出所)各社公表数値及び日本損害保険協会統計資料より当社調べ 国内No.1の代理店ネットワーク

国内シェアNo.

迅速にきめ細やかなサービスを提供

国内損害保険代理店数 83.073店

国内事故対応拠点

401ヵ所

(2021年4月1日現在)

海外事業

ASEAN10ヵ国のすべてに拠点を持つ 世界唯一の損害保険グループ

ASEAN域内No.

2019年度ASEAN総収入 保険料ランキング

49ヵ国・地域でグローバルに事業を展開

グローバルイノベーション推進拠点があるイスラエルを除く (2021年4月1日現在)

## MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

#### 経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と 地球の健やかな未来を支えます

### 経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

## 行動指針(バリュー)

お客さま第一

誠 実

チームワーク

革 新

プロフェッショナリズム

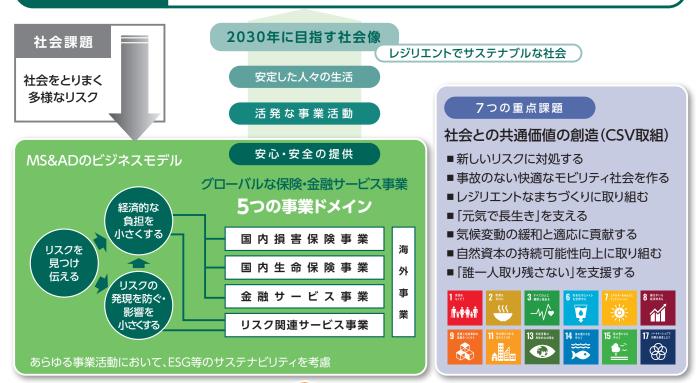
## MS&ADインシュアランス グループの価値創造ストーリー

当社グループは、ミッションを達成するために、それを阻む社会課題に向き合い、そこから生じる多様なリスクをいち早く見つけ、リスクの発現を防ぎ、リスクの影響を小さくするとともに、リスクが現実となったときの経済的負担を小さくするためのさまざまな商品・サービスを通じて、お客さまが安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりをサポートする、これが私たちの価値創造ストーリーです。

「価値創造ストーリー」を紡ぐ企業活動を通じて、社会との共通価値を創造し(CSV)、「レジリエントでサステナブルな社会」の実現を目指していきます。

## ミッション

## 活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支える



#### 社会の信頼に応える品質

- ■高い品質で社会の信頼に応える
- ■誠実かつ公平・公正な活動
- ■人権を尊重した活動と対話
- ■環境負荷低減取組を継続する
- PRI (責任投資原則) に則った投資活動





#### 社員がいきいきと活躍できる経営基盤

- ダイバーシティ&インクルージョンの推進
- ■自ら学び考え、チャレンジし、成長し 続ける社員に
- ■健康経営
- ■透明性と実効性の高いコーポレート ガバナンス









## ▮グループ中期経営計画

## グループ中期経営計画「Vision 2021」概要

2018年度にスタートした[Vision 2021]では、基本戦略と、それに基づく3つの重点戦略によって、グループ発足時からビジョンとして掲げてきた[世界トップ水準の保険・金融グループ]の実現と、持続的な成長を実現する[レジリエントな態勢]の構築を目標として取り組んでいます。

## <計画期間中に目指す姿>

- ▶世界トップ水準の保険・金融グループの実現
- ▶環境変化に迅速に対応できるレジリエントな態勢を構築

## 【基本戦略】

- ●グループの資源を最大限に活かし、持続的成長と企業価値向上を実現する。
- ●多様性を強みとするグループ総合力を発揮し、お客さまをはじめと<mark>するステークホル</mark>ダーの 期待に応える。
- ●環境変化に柔軟に対応し、品質と生産性をさらに向上させる。

## 重点戦略①

グループ総合力の発揮

#### 重点戦略②

デジタライゼーションの推進

#### 重点戦略③

ポートフォリオ変革

## 目指す姿への達成状況

- ●グループ総合力の発揮は、グループ全体での連携による成長や、共同化・共通化による生産性の向上に 取り組んできた結果、国内元受正味保険料は、3年連続で業界トップ水準の成長率を実現しました。
- ●デジタライゼーションの推進は商品・サービスの変革を目指し、補償・保障前後のリスクソリューションを提供する「見守るクルマの保険(ドラレコ型)」に加え、「健康経営支援保険」や「見守るサイバー保険」などの商品ラインナップを拡充しました。また、従来の米国テレマティクス・データビジネスから派生して、保険ソフトウェアの会社を設立するなど、新たなビジネスの創造に取り組んでいます。
- ●ポートフォリオ変革は、国内損害保険事業以外で利益の50%を目標としてきましたが、2021年度には国内損害保険事業とそれ以外で、ほぼ半々の水準を達成できる見通しです。リスクポートフォリオ分散は、足元の株高の影響により目標の達成が難しい状況ですが、政策株式の売却は、2017年度から2020年度末で目標を達成しました。

	2020年度の進捗状況	中期的に目指す姿(2021年度目標) 「世界トップ水準の保険・金融グループ」
スケール	9位 (FORTUNE GLOBAL 500 2020, P&C)	世界の損害保険会社グループ トップ10圏内
資本効率	6.7%	グループ修正ROE10%
財務健全性	235% (参考:UFR適用時 246%)	ESR180%~220%
ポートフォリオ 分散	32%	国内損害保険事業以外で50% (利益ベース)
政策株式の占める割合	リスク量の 34.0% 連結総資産の 11.8%	政策株式が グループのリスク量の30%未満、 連結総資産の10%未満
収益性	自然災害除く EIコンバインドレシオ 91.7%	国内損害保険事業のコンバインドレシオ 95%以下を安定的に維持

(単位:億円)

▶財務数値目標		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度予想	2021年度目標
グルー	プ修正利益	1,898	2,331	2,146	3,000	3,000
	国内損害保険事業(除く政策株式売却等損益)	1,469 (651)	1,195 (984)	1,585 (1,199)	1,710 (1,360)	1,770 (1,500)
	国内生命保険事業	316	297	569	430	410
	海外事業	54	494	△71	800	750
	金融サービス事業/リスク関連サービス事業	58	48	61	60	70
グルー	プ修正ROE	6.1%	8.0%	6.7%	8.5%	10.0%
当期純	利益	1,927	1,430	1,443	2,300	_
連結正味収入保険料		35,004	35,737	35,009	36,130	35,800
生命保険料(グロス収入保険料)		15,999	13,934	12,973	12,000	10,000
三井住友海上あいおい生命EEV		8,194	8,902	9,583	10,100	9,620
ESR(E	ESR(Economic Solvency Ratio)		186%	235%	180%~220%	180%~220%

## ▶非財務指標

社会との共通価値の創造(CSV取組)				
指標	2020年度実績	度実績 2020年度以降のグループ目標		
「社会との共通価値を創造」 する取組みとなる商品開発・ 改定等		7つの重点課題(P.9)に関し、4つの取組 <b>4つの取</b>		
	7つの重点課題(P.9)	商品・サービスの提供	投融資	
WVC-43		研究・政策提言	社会貢献等	

## 関連する主なSDGs

























社会の信頼に応える品質					
指標	2020年度実績	2020年度以降の グループ目標			
	品質向上				
ご契約時のアンケートに おけるお客さま満足度	97.3%	前年度同水準以上			
保険金お支払い時の アンケートにおける お客さま満足度	96.7%	前年度同水準以上			
	環境負荷低減				
CO <sub>2</sub> 排出量削減率	△20.7% <sup>*1</sup>	基準年度(2019年度)の			
総エネルギー使用量	943,090GJ (△33.4%)*1	CO <sub>2</sub> 排出量に対して、 2030年度に50%削減、 2050年度にネットゼロ**			
紙使用量	11,080t (+5.1%)** <sup>2</sup>	対前年度比改善			

<b>%</b> 1	2009年度	を基準とし	」た2019年度	の削減率となります。

指標	2020年度実績	2020年度以降の グループ目標				
ダイバ-	ーシティ&インクルー	-ジョン				
女性管理職比率(国内)	16.1%	国内30.0%(2030年度)				
社員満足度「いきいきと働く」	4.5ポイント	前年度同水準以上				
	サステナビリティKPI以外の主なモニタリング指標 ●グローバル従業員数・比率 ●障がい者雇用率					
	健康経営					
社員満足度「誇り、働きがい」	4.4ポイント	前年度同水準以上				
年次有給休暇取得日数	15.7⊟ <sup>*2</sup>	前年度同水準以上				
男性育児休業取得率	64.6%**2	前年度同水準以上				
社会貢献活動を実施した社員数	26,519名	前年度同水準以上				

社員がいきいきと活躍できる経営基盤

<sup>※2 2019</sup>年度実績の数値となります。 ※3 2021年5月より新たな目標を設定しました。

## 経営について



## 三井ダイレクト損保の目指す姿

MS&AD インシュアランス グループは、「活力ある社会の発展と地球の健やかな未来」を支えるために、グループ各社がさまざまな商品・サービスを提供することで、世界中のチャレンジするお客さまが安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりを行っています。(P6  $\sim$  7 に記載)

当社は、グループの一員として、個人向け自動車保険を中心にインターネットや電話を通じてお引き受けするダイレクト型損害保険 会社として、プロフェッショナルな事故サービスを納得感のある保険料で提供することを通じ、経営ビジョン「お客さまの期待にダ イレクトにお応えすることにより、選ばれ、喜ばれ、信頼される会社」を目指してまいります。

#### 経営理念 MISSION

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

## 経営ビジョン VISION

保険事業を通じ、お客さまの期待にダイレクトにお応えすることにより、選ばれ、喜ばれ、信頼される会社を目指します

## 行動指針 VALUE

#### お客さま第一 CUSTOMER FOCUS

わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します

#### 誠実 INTEGRITY

わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します

#### チームワーク TEAMWORK

わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します

#### 革新 INNOVATION

わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します

#### プロフェッショナリズム PROFESSIONALISM

わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

## 中期経営計画「Vision 2021」(2018~2021年度)

2021 年度は中期経営計画「Vision 2021」の最終年度となります。3 つの目指す姿「持続的成長」「経営基盤強化」「MS&AD グループにおける当社役割の深化」の実現に向けた取り組みを深化・発展させるとともに、新たな事業展開に向けた取り組みを展開しています。

#### 持続的成長の実現

#### |「価格訴求戦略」から「ブランド戦略」への転換を強化

- ・お客さま基点の CX 推進~お客さまサポート力No. 1 の実現~
- ・"真"心と専門性でお客さまの安心を支える事故対応を実践!
  - ~全員の成長で損害サポート力No. 1 にチャレンジ~
- ・スマホファースト推進によるお客さまの利便性の追求~安心・便利な商品・サービスNo. 1 の実現~
- ・販売力の強化とダイレクトビジネスの高度化~デジタルマーケティングカNo. 1 の実現~

#### 経営基盤強化

安定的に収益を確保できる経営基盤の確立

- ・収益力強化
- ・経営ガバナンス強化・ERM 経営の推進
- ・社員力向上とチームワークのフル活用による生産性の向上
- ・中長期的な環境変化への対応

### MS&AD グループにおける当社役割の深化 通販ビジネスモデルの深化およびノウハウのグループ還元

- ・通販ビジネスモデルの特性を活かした、グループ各社のマーケットの深耕・拡大に向けた協働
- ・デジタル技術を活用した新たな取組の試行等によるノウハウのグループへの還元

## 社会との共通価値の創造(CSV 取組)

MS&ADグループは、2030年に目指す社会像を"レジリエントでサステナブルな社会"として社会との共通価値を創造する取 り組み(CSV取組)を進めていきます。

当社も、グループの一員として、三井ダイレクト損保スマイル基金の活性化を通じた「事故のない快適なモビリティ社会を作る」 取り組みや、社員参加型の社会貢献活動を通じた「気候変動の緩和と対応に貢献する」取り組みを進めていきます。

#### 2030年に目指す社会像

## 「レジリエントでサステナブルな社会」

## レジリエント

予期せぬ出来事の被害を最小限に抑え、 新しい環境に適応し、再び発展できる

## サステナブル

経済と環境、社会のバランスが保たれ、 地球環境や社会システムが将来世代にわ たって持続しうること

## 当社の取り組み

#### 三井ダイレクト損保スマイル基金

三井ダイレクト損保スマイル基金は、2014年から当社の15周年記念事業としてスタートした、ご契約者さま参加型の社会貢献活 動です。

これまでに約25万人のご契約者さまにご参加いただき、約2,500万円を寄付しました。(2020年7月現在)

ご契約者さまが応援したい3つのジャンル(交通事故防止・環境保護・復興支援)の各団体への投票数に応じて寄付金額が決定する、 新しい発想の社会貢献の仕組みです。











## 防災・減災に繋げる安全運転のためのヒント集

季節柄、運転前・運転時に注意すべきことをイラスト付きのわかりやすい記事で毎月ご契約者さまにご案内しています。台風や大雪 のシーズンには、災害に遭わないための注意喚起情報を発信しています。





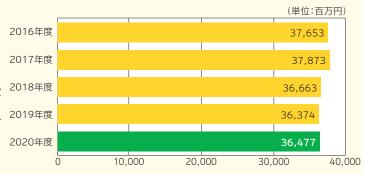
## 主要経営指標

## 正味収入保険料

## 36.477 百万円

前期比 +0.3%の増収となりました。

ご契約者からお引き受けした契約に係る保険料(元受 2018年度 保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、 受再保険料を加える)し、解約の場合等にお支払いす る返戻金を控除したものです。



#### 正味損害率

## 64.2%

前期比 △10.7%低下しました。

正味支払保険金及び損害調査費の合計額を正味収入 保険料で除したものです。

正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味 収入保険料

正味支払保険金=元受正味保険金+受再正味保険金 一回収再保険金



#### 正味事業費率

## 31.3%

前期比 +3.0%上昇しました。

諸手数料及び集金費(代理店手数料、受再手数料等の 合計から出再手数料を控除した額)と、保険引受に係 る営業費及び一般管理費の合計額を正味収入保険料 で除したものです。



現金及び預貯金

12,842 (20.8%)

総資産の構成 (2021年 3月31日)

#### 総資産額

## 61,850 百万円

前期比 +3.5%増加しました。

損害保険会社が保有する預貯金や有価証券、固定資 産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表の 「資産の部合計」の金額です。



その他

5,167 (8.4%)

## 主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

					(+III · II/)  1/
年度区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	37,653 (3.0%)	37,873 (0.6%)	36,663 ( ∆ 3.2%)	36,374 ( △ 0.8%)	36,477 (0.3%)
正味損害率	75.9%	73.0%	76.2%	74.9%	64.2%
正味事業費率	22.0%	23.3%	25.3%	28.3%	31.3%
保険引受利益又は 保険引受損失(Δ)	△ 1,003	388	336	133	1,371
経常収益	37,753	37,965	37,612	37,933	36,554
経常利益又は 経常損失(Δ)	△ 955	451	384	178	1,419
当期純利益又は 当期純損失(△)	△ 1,004	328	249	159	978
単体ソルベンシー・ マージン比率	431.4%	457.5%	497.6%	526.9%	595.8%
総資産額	59,987	61,489	60,917	59,768	61,850
純資産額	13,390	13,670	13,923	14,017	14,988
資本金 (発行済株式総数)	39,106 (1,598 千株)				

#### ○保険引受利益(保険引受損失)

保険会社の本業である保険契約の引受や保険金の支払い等に係 る損益を表すものです。正味収入保険料等の保険引受収益から、 正味支払保険金、損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に 係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自動車損害 賠償責任保険等に係る法人税相当額等)を加減したものです。

#### ○経常収益

保険会社本来の事業活動から毎年度継続的に発生する収益のこ とです。保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益に分かれ、 それらの合計額がまとめて損益計算書の「経常収益」の科目欄 に掲載されます。

#### ○経常利益(経常損失)

保険引受や資産運用等によって得られた経常収益から、保険引 受や資産運用等に係る経常費用を差し引いた金額です。プラス の場合は「経常利益」に、マイナスの場合は「経常損失」にな ります。

### ○当期純利益(当期純損失)

経常利益(経常損失)に特別損益を加減した税引前当期純利益(税 引前当期純損失)から、法人税及び住民税並びに法人税等調整 額を加減したものです。プラスの場合は「当期純利益」に、マ イナスの場合は「当期純損失」になります。

## ○単体ソルベンシー・マージン比率

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておりま すが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予 測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持し ておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」 に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余 力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算された ものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監 督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な 指標のひとつでありますが、その数値が200%以上であれば 「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされており ます。

#### ○純資産額

保険会社が保有する総資産額から、責任準備金等の負債額を差 し引いたものであり、具体的には、貸借対照表の「純資産の部 合計」の金額です。



## 事業の概況 (2020年度)

## 事業の経過及び成果等

#### ○事業環境

国内の新車自動車販売台数は、今年度前半における新型コロナ ウイルス感染拡大の影響等により、前年度比7.6%の減少とな り、2年連続のマイナスとなりました。中長期的にみても自動 車保有台数の減少、自動運転技術の進化による事故の大幅減少 等が想定され、自動車保険市場そして自動車保険そのものが大 きく変化する可能性が高いと考えています。こうした中、通販 自動車保険市場は引き続き増収基調にありますが、限られた国 内自動車保険市場での厳しい競争が続いています。

※ 2019 年度通販系損害保険会社 7社(ソニー損保、セゾン自 動車火災、イーデザイン損保、アクサ損保、チューリッヒ保険、 SBI 揖保、当計) の増収率は +3.5%。

## ○経営の概況

2020年度の自動車営業保険料は増収を確保したものの、新型 コロナウイルス感染拡大に伴う走行距離減少による保険料単価 の低下や広告費の投下効率を大きく向上できなかったこと等に より、計画を下回りました。

発生保険金(含む IBNR)は、新型コロナウイルスの影響等に よる事故頻度の低下、自然災害の減少により、計画を下回りま した。

#### ○営業の成果

保険引受収益は36,497百万円となり、資産運用収益31百万 円とその他経常収益を合計した経常収益は36,554百万円とな りました。一方、保険引受費用 24,030 百万円、営業費及び一 般管理費 11,096 百万円にその他経常費用を合計した経常費用 は 35,135 百万円となり、経常利益は 1,419 百万円となりま した。これに特別損益、法人税及び住民税などを加減した当期 純利益は978百万円となりました。

#### ○保険引受の概況

正味収入保険料は36,477百万円となりました。一方、正味支 払保険金は 20,547 百万円となり、損害調査費 2,870 百万円 を加えて算出した正味損害率は64.2%となりました。また、保 険引受に係る営業費及び一般管理費に諸手数料及び集金費を加 えて算出した正味事業費率は31.3%となりました。これらに支 払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受利益 は 1,371 百万円となりました。

#### ○資産運用の概況

低金利が続く厳しい運用環境の中で、当社は引き続き安全性・ 流動性に配慮しつつ、安定的な収益を確保するとの基本方針に 沿った資産運用に努めました。

当期末の総資産は61,850百万円で前期末に比べて2,082百万 円増加致しました。このうち運用資産は、前期末に比べて 3,264 百万円増加して51,411百万円となりました。運用資産のうち 主なものは有価証券38,314百万円であります。

## 当社が対処すべき課題

上記「事業環境」を踏まえ、国内大手損保や通販系損保との激 しい競争が続く中、当社は通販自動車保険市場の拡大を確実に 取り込むことに加え、収益力の強化と将来の市場環境変化への 準備を着実に進めてまいります。具体的には、中期経営計画 Vision2021・ステージ2の総仕上げに向けて以下の取組みを進 め、これらの取組みを通じて当社独自のビジネスモデルを追求 することにより、損保業界における確固たる地位を築くべく一 層の努力を行っていく所存です。

- ①持続的成長の実現(「価格訴求戦略」から「ブランド戦略」へ
- ②経営基盤強化(安定的に収益が確保できる経営基盤の確立)
- ③グループにおける当社役割の深化(通販ビジネスモデルの深 化およびノウハウのグループ還元)



# コーポレート・ガバナンス体制

## 基本的な考え方

当社は、MS&AD インシュアランス グループ経営理念のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と 発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社およびグループ全体の企業価値向上に努めています。

## 経営体制

当社は監査役会設置会社として、取締役(会)及び監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向 上に取り組んでいます。

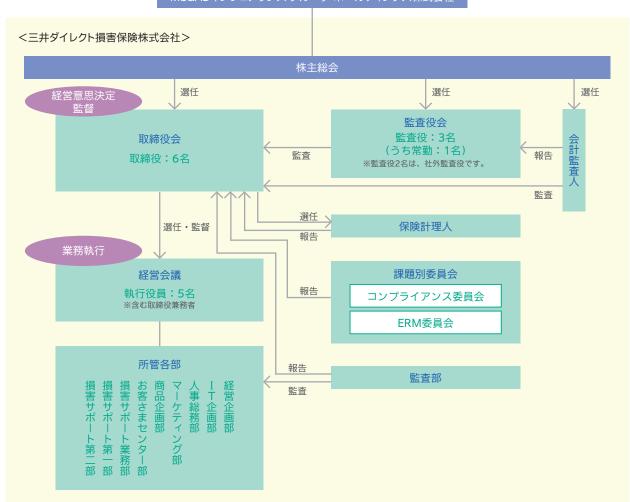
また、執行役員制度を導入し、会社全体の経営重要事項の決定及び監督を担う「取締役(会)」と執行責任を負う「執行役員」との役 割分担を明確にするとともに、取締役の員数を極力押え、迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

なお、当社は親会社である MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社か ら経営に関する助言などを受けています。

#### [コーポレート・ガバナンスの体制]

2021年7月1日現在

#### MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社





当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しています。

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)が定める経営理念(ミッション) の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と持続的成長を実現するため、以下のとおり透明性と牽制機能 を備えた経営体制を構築し、当社およびMS&ADインシュアランス グループ(以下「MS&ADグループ」という。)全体の企業価値の 向上に努めていく。

- 1. 職務執行の効率性確保のための体制(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)
- (1) 当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」 と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図る。加えて、取締役会において実質的な議論を可能とするため取締役の員 数を7名以内とするとともに、執行役員への業務執行権限の委譲を進める。
- 当社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務および 職務権限を明確にする。
- 当社は、取締役、執行役員および従業員が共有する全社目標として、MS&ADグループの経営計画に則って中期経営計画および年 次計画を定め、その浸透を図るとともに、適切な経営資源の配分を行う。
- 当社は、経営基盤としてのITの重要性に鑑み、MS&ADグループのITガバナンスに関する基本方針に従い、ITガバナンス態
- (5) 当社は、事業活動における税務の重要性に鑑み、MS&ADグループの税務に関する基本方針に従い、税務ガバナンス態勢を構築する。
- (6) 執行役員は、業務執行状況を取締役会に報告する。取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正または経営資源の追 加配分等の対応を行う。
- 2. 法令等遵守(取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)
- (1) 当社は、MS&ADグループのコンプライアンス基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や 社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行う。
- 当社は、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、法令等遵守規程を制定するとともに、その実践計画としてコンプラ イアンス・プログラムを定め、その実施状況を監視する。また、コンプライアンス・マニュアルを定め、当社の事業活動、経営環境 等を勘案して必要に応じて見直しを行う。
- (3) 当社は、コンプライアンスに関する事項を統括して管理するコンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備する。また、コンプ ライアンス推進態勢の更なる充実・強化を図るためコンプライアンス委員会を設置し、同委員会で確認された課題について必要な措 置を講じる。当社は、定期的にコンプライアンス推進状況を取締役会に報告する。
- (4) 当社は、役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合の報告ルールを法令等遵守規程に定める。コンプライアンス上の問題に ついて報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、関係部門と連携の上、その内容を調査し、再発防止策等を策定する。
- (5) 当社は、MS&ADグループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備(対応統括部署の整備、 対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等)に取り組み、反社会的 勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底する。
- 当社は、役員等の関連当事者との取引を行う場合には、MS&ADグループおよび持株会社の株主共同の利益を害することのないよう、 競業取引や利益相反取引を取締役会で承認するなど監視を行う。
- (7) 当社は、MS&ADグループのグループ内取引および業務提携等に関する基本方針に従い、アームズ・レングス・ルールの遵守その 他グループ内取引等の適切性を確保するための体制を整備する。
- (8) 当社は、MS&ADグループの利益相反管理に関する基本方針に従い、利益相反管理のための体制を整備する。
- 当社は、MS&ADグループの外部委託管理基本方針に従い、当社の規模・特性等に応じた適切な体制を整備する
- 当社は、MS&ADグループのスピークアップ制度運用規程に従い、組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切な行為 またはこれらのおそれのある行為について、全役職員が社内および社外の窓口に直接通報できるスピークアップ制度(内部通報制度) を設け、全役職員に対し制度の周知を図る。また、当社はスピークアップ制度運用規程を定め、通報者が通報を行ったことにより不 利な取扱いを行わないことを定めるとともに、制度の運用状況を取締役会に報告する。
- 3. 統合リスク管理体制 (損失の危険の管理に関する規程その他の体制)
- (1) 当社は、MS&ADグループのリスク管理に関する基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、リスク管理方針を定め、 適切なリスク管理を実行する。
- (2) 当社は、リスク管理方針において、適切にリスク管理を行うための組織・体制、リスク管理における役割と責任を明確に定める。
- (3) 当社は、統合リスク管理の推進・徹底を図るため、経営会議において、リスク管理に関する方針・計画、統合リスク管理状況および その他の重要事項にかかる協議・調整を行う。
- (4) 当社は、リスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともにリスク量と資本の比較により、必要な資本が確保されているこ とを確認し、これらの状況についてERM委員会の協議・調整結果も踏まえて、取締役会へ報告する。
- 当社は、社会的使命の遂行およびステークホルダーへの責任を果たすため、当社が定める危機管理基準に従い、管理態勢および事業 継続態勢を構築し、危機のもたらす被害・ダメージを最小化するために必要な体制を整備する。
- 4. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 当社は、MS&ADグループの情報開示統制に関する基本方針に従い、当社の財務情報および非財務情報を適正かつ適時に開示する ための体制を整備する。
- 当社は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則って、当社の経営成績および財状態の真実明瞭なる報告を行うため、経理 規程を定め、経理業務に関する重要事項を規定する。
- 当社は、金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の当社における整備・運用状況の評価結果について、検証 結果および把握した全ての開示すべき重要な不備を経営会議に報告する。
- (4) 当社は、公正な情報開示を担保するため、情報開示統制及び手続基準を定め、情報開示統制の有効性評価と実効性向上への対応を行う。 また、当社における情報開示統制の有効性および情報開示の適正性に関する検証結果を取締役社長に報告する。

- 5. 内部監査の実効性を確保するための体制
- (1) 当社は、MS&ADグループの内部監査基本方針に従い、実効性があり、かつ効率的な内部監査を実行するための体制を整備する。
- (2) 当社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社の全ての業務活動を対象として内部監査を実施する。
- (3) 当社は、内部監査に係る基本的事項を規定する内部監査規程ならびにリスクの種類および程度に応じた内部監査計画を定める。
- (4) 内部監査部門は、実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、監査対象部門における改善状況等を取締役会に報告する。
- 6. 情報管理体制(取締役の職務の執行等に係る情報の保存および管理に関する体制)
- (1) 当社は、会社情報管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書等(取締役会議事録および決裁書等の重要な文書 をいい、電磁的記録を含む。)その他の会社情報を適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲 覧できるものとする。
- (2) 当社は、MS&ADグループのお客さま情報管理基本方針に従い、当社の規模・特性等に応じた適切な体制を整備する。

#### 7. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
- ①当社は、監査役の職務を補助するため、監査役補助使用人を置く。
- ②取締役は、監査役補助使用人の独立性に配慮し、上記使用人の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、 上記使用人の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
- (2) 監査役への報告に関する体制
- ①取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれの ある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
- ②取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報状況その他監査役に報告を行う事項 について監査役との協議により定める方法により、遅滞なく監査役に報告する。
- ③役職員は、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、持株会社および当社の監 査役に直接内部通報することができるものとする。
- ④当社は、①~③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (3) その他
- ①当社は、監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できることを、関連する規程等において明記する。
- ②取締役社長および代表取締役は、監査役会と定期的に、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等に ついて意見交換を行う。
- ③内部監査部門は、監査役から求められたときは、監査役の監査に対し協力する。
- ④当社は、監査役からその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払または償還の請求等を受けた場合には、同条に従い 手続を行う。
- 8. グループ経営管理体制(当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)
- (1) 当社は、持株会社が制定する経営理念(ミッション)・経営ビジョン・行動指針(バリュー)を、全役職員へ浸透させるよう努める。当社は、 経営理念(ミッション)・経営ビジョン・行動指針(バリュー)の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が形成されているか、その実 践状況を取締役会に報告する。
- (2) 当社は、持株会社と締結する経営管理契約(以下「経営管理契約」という。)に基づき、持株会社が定めるMS&ADグループの基本 方針(コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等)を遵守するとともに、持株会社から必要な助言・指導・ 支援を受け、当社の規模・特性等に応じた体制を整備する。
- (3) 当社は、当社に関する重要事項について、経営管理契約に基づき、持株会社に承認を求め、または報告する。

当社では、上記方針に基づく内部統制システムの体制整備状況について、年1回自己点検を行い、その結果を経営会議を通じて取締役 会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めています。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われていることの確保

取締役会を定期的に開催し(原則、毎月1回)、取締役会規程及び組織・職務権限規程に基づいて、経営上の重要事項の決定と執行役 員の業務執行状況を監督しております。また、取締役会付議事項のうち事前協議が必要と認められる事項や会社経営全般に関する重 要事項を協議する経営会議 (原則、毎月2回)や取締役会の課題別委員会であるコンプライアンス委員会 (3回)、ERM 委員会 (6回) を開催いたしました。

#### 2. リスク管理体制

リスク管理方針に基づき、1次リスク管理部門が所管するリスクの特定、評価、処理、効果検証・改善、報告のリスク管理プロセスを 実行し、2 次リスク管理部門が、1 次リスク管理部門のリスク管理が適切に行われているかをモニタリングし、更に内部監査部門が リスク管理プロセスの有効性を監査、評価する態勢となっております。2次リスク管理部門のリスクモニタリングの結果は、四半期 毎に ERM 委員会に報告し、ERM 委員会開催報告として取締役会に報告いたしました。

#### 3. コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況をモニタリングし、取締役会に報告(2 回)したほか、スピークアップ制度運用状況、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する取組状況等の重要事項につい ても、コンプライアンス委員会に報告いたしました。

#### 4. グループ会社における業務の適正の確保

MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社と締結したグループ経営管理契約に基づき、同社から適宜必要な助言・ 指導・支援を受けるとともに、当社の年度事業収支計画の策定・修正等について、同社取締役会の事前承認を受けております。

#### 5. 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役会規程に基づき、監査役会と代表取締役との意見交換会(2回)を定期的に実施し、併せて、他取締役、執行役員より報告(計6回) を受けております。監査役と監査部ゼネラルマネージャーは定期的に情報交換を行っております。



## ERM経営の推進

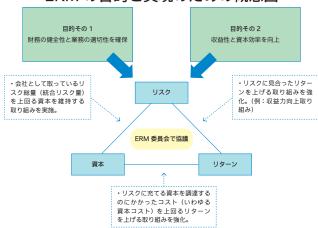
## ERMおよびORSAについて

## ● E R M (Enterprise Risk Management) とは

経営目標達成に向け、全社的な視点でリスクを捉え、リスクを評価軸の一つとして、健全性の確保、収益性・資本効率の向上、企業価値の拡大を図る取り組みのことを言います。「統合的リスク管理」や「全社的リスク管理」とも言われています。

●ORSA (Own Risk and Solvency Assessment) とは「リスクとソルベンシーの自己評価」と言われ、保険会社がかかえるリスクと資本の量等を比較し、「リスクに対して十分な資本が確保されているか」の評価を自ら行うとともに、リスク選好(どのビジネス領域を拡大するか)等の妥当性を総合的に検証するプロセスのことを言います。

### ERM の目的と実現のための概念図



## 当社ERM態勢の概要

### ●経営戦略とリスク選好について

- ①当社中期経営計画「三井ダイレクト損保 中期経営計画 Vision 2021」における3本柱の一つである「経営基盤強化」の中で「ERM経営の推進」を明記しています。具体的には次の3点になります。
  - i:リスク・リターン・資本のバランスを勘案したリスク選好による「健全性(ESR)」「収益性(ROR・VA)」「資本効率(ROE)」の向上
  - ii: ERM経営の土台となるリスク文化の醸成
  - iii: リスクテイクの方向性(保険引受リスクを積極的: 資産運用リスクは現状維持)に沿った ERM経営の 高度化
- ②この中期経営計画策定と同時に、当社の「リスク選好方針」 を取締役会決議にて制定している。特に重要な点は以下の4 点になります。
  - i:自動車保険の収支管理の徹底による利益の増大(資本の増加と保有リスクの安定化)
  - ii: 再保険の活用により自然災害リスクを軽減
  - iii:ボラティリティの高い資産での運用を抑制
  - iv:発現の可能性がより高いリスクによる期間損益への 影響把握とリスクテイク水準のコントロール

## ●当社のリスク選好方針とERMサイクル (経営のPDCA) について

P:個人向け自動車保険の引受け中心にリスクテイクを行う リスク選好方針に基づき、経営計画および事業収支計画 を策定。

1

D:収支計画達成のため収支管理を徹底して収益を確保する。 利益に連動して増加する資本を積み上げて財務の健全性 を確保。

 $\downarrow$ 

C:財務の健全性・業務の適切性と収益性・資本効率をモニ タリング。

 $\downarrow$ 

A:モニタリング結果から、経営計画および事業収支計画の 見直しを実施するとともに、リスク選好方針との整合性 についても確認。

## リスク管理とコンプライアンス

## リスク管理

当社は、多様化・複雑化する事業運営上の様々なリスクを適切に管理することによって、経営の健全性、安定的な成長を確保するため、 リスク管理を経営の重要課題として位置付け、リスクの把握・分析・評価及び適切な管理に積極的に取り組んでいます。

#### ●リスク管理方針

MS&AD インシュアランス グループの「リスク管理基本方針」に沿って、取締役会で当社の実態に合わせた「三井ダイレクト損害保険株式会社 リスク管理方針」を制定し、リスク管理を行っています。

#### ●リスク管理体制

当社は経営戦略を踏まえたリスク選好を行っています。事業運営で生じる各種リスクについては、リスク特性に応じた個別リスクを所管する一次リスク管理部門が、リスク管理プロセス(リスクの特定、評価、処理、効果検証・改善、報告)を実施します。一次リスク管理の適切性と統合的なリスクのモニタリングは、二次リスク管理部門が行います。内部監査部門は、一次と二次のリスク管理プロセスの有効性を評価します。

#### ●各種リスクと管理方針

当社では、リスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「オペレーショナルリスク」に分類し、各リスク特性に応じた管理方針・規程を定めてリスク管理を実施しております。各リスクの管理方針は次のとおりです。

## 〈保険引受リスク〉

保険引受リスクには、保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動し損失を被る「一般保険リスク」、自然災害によって多数のご契約にお支払いが発生する「自然災害リスク」等があります。当社では、「一般保険リスク」については、収支管理を徹底し、会社経営に重大な影響を与えるリスクの増大を認めたときには、商品の改廃、販売方針の変更などの措置を講じます。また、「自然災害リスク」については、再保険による移転を基本

方針とし、リスクシナリオにおける発生保険金等の分析に基づき、格付等により財務内容・支払能力を確認のうえ選定した出再先から適切な再保険カバーを入手することで、保有するリスクを、ソルベンシー・マージン比率に大きな影響を及ぼさないレベルに軽減しています。

#### 〈資産運用リスク〉

資産運用リスクには、金利・有価証券等の価格・為替などの変動により保有資産価格が下落する「市場リスク」、与信先の経営悪化等により資産の価値が減少または消失する「信用リスク」等があります。当社では、資産の健全性と安定的な収益確保を最重視する観点から、当面、株価リスク・為替リスクを伴う運用、不動産投資は行わず、国内円建債券、円建預金を中心とした運用を行います。

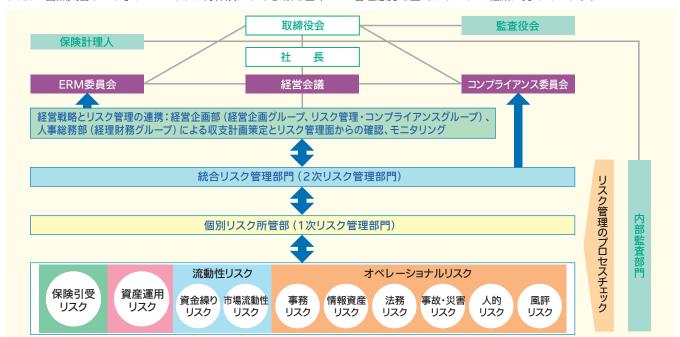
#### 〈流動性リスク〉

自然災害等による保険金支払いによる資金流出や市場の混乱により資金繰りが悪化し、通常より低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、流動性資産を十分に確保するとともに、適切な資金繰り管理を行っています。

#### 〈オペレーショナルリスク〉

役職員等が事務ミス、事故、不正等を起こす、または災害等の 外部要因等により損失を被るリスクをいいます。

当社では、「事務リスク」「情報資産リスク」「法務リスク」「事故・ 災害リスク」「人的リスク」「風評リスク」の6つのリスクに分類し、各種規程の整備、内部管理の強化、教育・研修等により 管理態勢を整え、リスクの軽減に努めています。



## 法令等遵守(コンプライアンス)の態勢

## コンプライアンス基本方針

当社は社会性・公共性の高い損害保険会社として、各種法令を 遵守し、高い企業倫理と社員倫理を保つことを経営の最重要課 題の一つと認識しています。お客さまをはじめ社会から信頼さ れるよう、自己責任のもとで公正かつ健全な経営を推進するた め、コンプライアンス体制の強化・推進に努めています。具体 的には、コンプライアンスに関する役職員の行動の基本原則と して「行動規範」を制定し、コンプライアンス重視の企業風土 の一層の醸成に取り組んでいます。

#### コンプライアンス推進体制

コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアン スの推進を統括する部門として「経営企画部(リスク管理・コ ンプライアンスグループ)」を設置しています。また、社内各部 におけるコンプライアンスの浸透・徹底を図るためにコンプラ イアンス・オフィサーを配置し、社内体制の整備を図っています。

#### コンプライアンスプログラム

当社のコンプライアンスに関する具体的な年間実践計画である 「コンプライアンスプログラム」の進捗状況・実施状況は取締役 会に定期的に報告されています。

## ▶ コンプライアンスマニュアル等

コンプライアンスを実施するための具体的な手引としてコンプ ライアンスマニュアルを策定し、役職員に周知しています。

また、当社の「経営理念」「経営ビジョン」「行動指針」ととも に「行動規範」「コンプライアンス違反行為に係る報告・相談方 法」を役職員が常時参照できる環境を整備することで、コンプ ライアンスに対する意識付けとコンプライアンス運営の徹底を 図っています。

#### スピークアップ制度(内部通報制度)

組織または個人による法令違反、社内規定違反または不適切な 行為などについて幅広く「通報」と「相談」(問合せ、確認等を 含む。)を受け付ける報告ルールを定めています。

また通報者の事情等により、通常のルートでは報告しにくいケー スの受付窓口として、MS&ADホールディングスが運営する 「スピークアップデスク」を設けています。

さらに、経営上重大な法令違反、社内規定違反または不適切な 行為に対しては、監査役への通報制度を設け、違法行為等の事 実を会社として速やかに認識することにより、倫理・法令等の 遵守を推進しています。

なお、上記報告により、通報者または相談者が不利益な取り扱 いを受けることはありません。

## 社内外の監査体制

#### ● 社内の監査 〈内部監査態勢〉

当社では、MS&AD インシュアランス グループ内部監査基本方 針に基づき、内部監査態勢を整備し、他部門から独立した立場 で内部監査を専門的に実施する監査部を設置しています。内部 監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、課題の改善 に向けた提言を行うことにより、経営目標の効果的な達成に資 することを目的として実施します。

#### 〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社におけるすべての業務活動です。取締 役会は、監査対象組織や業務のリスクの種類と程度に応じて、 各年度の「内部監査計画」を決定しています。

#### 〈内部監査の実施〉

監査部は、取締役会が決定した「内部監査規程」およびそれに 基づく「内部監査実施基準」に基づき、各組織を対象とする定 例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に

行う内部監査、さらに資産の自己査定および償却・引当結果や、 財務報告に係る内部統制手続きに関する内部監査を実施してい ます。

#### 〈内部監査結果〉

監査実施後、監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知する とともに、是正・改善を要する事項については、監査対象組織 からの改善計画や進捗状況報告に基づき、それらの是正・改善 状況を確認しています。さらに、内部監査結果に基づき、必要 と判断した事項について関係部門への情報提供や提言を行って います。内部監査結果および改善の措置の実施状況等は、定期 的に取締役会、経営会議および監査役会に報告しています。

#### ▶ 社外の監査

監査法人(有限責任あずさ監査法人)による外部監査(会社法 に基づく会計監査)を受けています。なお、上記監査とは別に、 金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査等を受 けています。

## 第三分野における責任準備金の積立の適切性の確保

医療保険については、保険期間が長期(10年)にわたることに 加え、医療政策等の外的要因の影響を受けやすいため、将来の 不確実性を合理的に見込むことによって、責任準備金の積立の 適切性を確保する必要性があります。

将来の不確実性(リスク)を考慮して適切な責任準備金の積立 を行うため、過去の事故発生の実績値を基礎として、保険数理 の方法を用いて合理的かつ妥当な事故発生率を設定します。こ の事故発生率が保険期間中に変動することによる保険金の増加 を 99%の確率でカバーする保険金支払額(A)を適切な保険数 理の方法を用いて設定します。この結果と予定事故発生率を基 礎として算出する保険期間中の予定保険金支払額(P)とを比較 して、責任準備金が将来の事故発生率の変動による保険金の増 加を十分にカバーできるかどうかを確認する「ストレステスト」

を行います。その結果、(A)が(P)を上回り、不足が認められる 場合には、保険期間中の事故発生率が変動することによる保険 金の増加を 97.7%の確率でカバーする保険金支払額(B)も適切 な保険数理の方法を用いて設定し、(A)-(P)と(A)-(B)を計 算して、いずれか少ない金額を責任準備金(危険準備金Ⅳ)とし て積み立てます。(B)が(P)を上回る場合には、保険期間中の 収入支出全体の動向を踏まえて「負債十分性テスト」を行います。 その結果、不足が認められる場合には、責任準備金(保険料積 立金)を追加して積み立てます。

2020年度決算においては、ストレステストの結果、(P)が(A) を上回り、責任準備金の積立は適切であることを保険計理人が 確認しており、責任準備金(危険準備金Ⅳ)の積み立ては行っ ておりません。

## 個人情報の保護

当社はお客さまからいただいたお客さま固有の情報の保護を図るため、適正な管理および業務への利用等を定めた個人情報の取り扱 いに関する方針を定めており、当社 Web サイトに掲載しています。

## 当社の個人情報に関する取り扱いについて

#### 三井ダイレクト損害保険株式会社

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に 対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に 関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)」、「行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律(以下「番号法」といいます。)」、その他の関連法令・ ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害 保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を

適正に取り扱います。また金融庁および一般社団法人日本損 害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じ ます。

当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、 個人情報の取扱いが適正に行われるように取り組んでまいり ます。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理 に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善します。

#### 1 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個 人情報を取得します。

具体的には、主にインターネットや電話によるお見積り、お申込 み、申込書、保険金請求書、アンケート等により個人情報を取得 します。また、お見積り、お申込み、お問い合わせ、ご相談等に 際して、内容を正確に記録するため、通話の録音等により個人情 報(下記▼の個人番号および特定個人情報を除きます。)を取得 することがあります。

#### 2 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報を除き ます。下記7をご覧ください。)を、次の目的および下記5に掲 げる目的(以下、「利用目的」といいます。) に必要な範囲を超え て利用しません。

また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定 め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得 の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、ホームページ等で 公表するほか、重要事項説明書等に記載します。さらに、利用目 的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホーム ページ等により公表します。

(1)当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供(契約 の引受審査、維持・管理を含みます。)、代理、媒介、取次、管理、 ならびに、MS&ADインシュアランス グループ各社の取り扱 う他の商品・サービスの案内、提供、管理を行うため。

当社およびグループ各社が取り扱う商品・サービスは次のとお りです。

- 損害保険
- 生命保険
- 確定拠出年金
- 融資
- 投資信託
- 天候・地震デリバティブ
- 健康・介護サービス
- リスクマネジメントサービス
- 資産評価サービス
- その他、金融商品・リスク関連サービス
- その他、上記商品・サービスに付帯・関連するサービス
- ※MS&ADインシュアランス グループ各社については、下記5 (1)をご覧ください。

(2)保険事故が発生した場合に適切な保険金を支払うため。

• 保険金請求に係る保険事故の調査 (関係先への照会等を含み ます。)

- 保険金請求に係る保険金の支払い
- 保険事故に係る各種付帯サービスのご案内またはご提供
- (3)当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため。 (4)他の事業者から個人情報(個人データ)の処理の全部または一 部について委託された場合等において、委託された当該業務を 適切に遂行するため。
- (5)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保 険・金融商品・サービスの開発・研究のため。
- (6)キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付のため。
- (7)その他、お客さまへの情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うとき は、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、 ご本人の同意を得るものとします。

## ■個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1)当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人デー 夕(個人番号および特定個人情報を除きます。下記√をご覧く ださい。)を提供しません。
  - ①法令に基づく場合
  - ②当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委 託先に提供する場合
  - ③グループ各社、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合 (下記5共同利用をご覧ください。)
- (2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供 した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先 に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、 個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事 項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取 得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得した か等) について確認・記録します。

#### 4 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ(個 人番号および特定個人情報を除きます。下記7をご覧ください。) の取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人 データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、 あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する 必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託 しています。

- ①保険契約の募集、損害調査に関わる業務
- ②保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務

#### 5 個人データの共同利用

#### (1)グループ会社との共同利用

①当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディン グス株式会社(以下「持株会社」といいます。)がグループ会 社の経営管理を行うため、同社との間で、お客さまの個人デー 夕(個人番号および特定個人情報を除きます。下記7をご覧く ださい。)を共同利用することがあります。

#### 【個人データの項目】

- イ. 株主情報 (氏名、住所、株式数等)
- 口. 持株会社および当社が保有するお客さま情報(氏名、住所、 電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申 込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容な ど、お客さまとのお取引に関する情報)

#### 【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&ADインシュアラン ス グループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です (https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk management/ information/privacypolicy/sharing\_range.html をご参照ください。)。 なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

②当社およびグループ各社は、その取り扱う商品・サービスを案 内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人デー 夕を共同利用することがあります。

#### 【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、 その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内 容など、お客さまとのお取引に関する情報

#### 【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&ADインシュアラン ス グループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です (https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk\_management/ information/privacypolicy/sharing\_range.html をご参照ください。)。 なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

③当社は、代理店の委託・管理・教育のために、代理店の店主・募 集人等に関する個人データを共同して利用することがあります。 【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報、代理 店委託、行政当局への届出に関する事項等、店主・募集人等に関 する情報

#### 【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&ADインシュアラン ス グループの国内保険会社です(https://www.ms-ad-hd.com/ ja/group/value/risk\_management/information/privacypolicy/ sharing\_range.html をご参照ください。)。なお、共同利用の管理 責任者は、当該個人データを原取得した各保険会社とします。

#### (2)損害保険業界の情報交換制度

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる 不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人デー 夕を共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払い のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利 用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協 会のホームページ (http://www.sonpo.or.jp/) または損害保 険料率算出機構のホームページ (https://www.giroj.or.jp/) をご覧ください。

#### (3)代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督等のために、損害保険会 社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共 同利用します。また、損害保険代理店の管理等のために、一般 社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合 格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につ きましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (http://www.sonpo.or.jp/) をご覧ください。

#### 6 センシティブ情報のお取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報なら びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関 する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲 げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ①保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に 基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用 または第三者提供する場合
- ②相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおい て、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等 の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員 等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④法令等に基づく場合
- ⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必 要がある場合
- ⑦国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法 令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 7 特定個人情報等のお取扱い

番号法にて定められている個人番号および特定個人情報は、同法で 限定的に明記された目的以外のために取得および利用しません。法 令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報 を第三者に提供しません。また、上記5の共同利用も行いません。

#### 8 開示、訂正等のご請求

(1)ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、保険証券または 保険引受のご案内に記載された連絡先にお問い合わせくださ い。当社は、ご照会者がご本人であることをご確認させていた だいたうえで、対応いたします。

(2)個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、 開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ(上記了の個人番号 および特定個人情報を含みます。)に関する事項の通知、開示、 訂正等、利用停止等については、当社は、ご請求者がご本人で あることを確認させていただくとともに、当社所定の方法によ り手続を行い、後日、ご回答いたします。開示請求については、 ご回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。 当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確 である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させてい ただきます。

## 9 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ(上記7の個人番号および特定個人 情報を含みます。)の漏えい、滅失または毀損の防止その他、個 人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措 置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

### 10 匿名加工情報の取扱い

#### (1)匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を 識別することができないように個人情報を加工して得られる個人 に関する情報であって、当該個人情報を復元することができない ようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関す る情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ③作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ④作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしな

いこと

#### (2)匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しよう とする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の 方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供す る情報が匿名加工情報であることを明示します。

#### 11 お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記7の個人番号および特定個人情報を含み ます。)および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し 適切・迅速に対応いたします。

当社からの E メール、ダイレクトメール等による新商品・新サー ビスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合 わせ先までお申し出ください。以後の取扱いを中止させていただ きます。なお、ご契約に関する情報の取扱いは中止できません。 また、ご契約に関する重要な情報はご案内させていただくことが ありますのでご了承願います。

当社の個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データ に関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

#### 〈お問い合わせ先〉

#### 三井ダイレクト損害保険株式会社 お客さま相談デスク

所在地 〒 112-0004

東京都文京区後楽2-5-1

電 話 0120-312-770

(受付時間:午前9時~午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く。) 当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険 協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報およ び匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。 〈お問い合わせ先〉

#### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒 101-0063

東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7階

電 話 03-3255-1470

(受付時間:午前9時~午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く。)

ホームページアドレス(https://www.sonpo.or.jp/)

## 利益相反取引の管理

## 「利益相反管理方針」

当社は、以下の方針に基づき、当社または MS&AD インシュアランス グループの金融機関(以下「当社等」といいます。)が行う取 引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

#### 1. 対象取引およびその類型

#### (1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下 「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お 客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

#### (2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理 します。

- ①お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある
- ②お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反す るおそれのある取引

#### 2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択 し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管 理します。

①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の 取引を行う部門を分離する方法

- ②対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそ れのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の 条件または方法を変更する方法
- ④対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を 中止する方法

#### 3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部 署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことによ り対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を 対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当 に害されることのないように努めます。

#### 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社 および MS&AD インシュアランス グループのグループ会 社のうち、保険業その他の金融業を行う親金融機関等をい います。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

- 1 三井ダイレクト損害保険は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を 断固拒否するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
- 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放推進センター・弁護士等の外部専門機関 と緊密な連携関係を構築します。
- **3** 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せるこ となく組織的な対応を行ないます。

また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行なわず、民事と刑事両面からの 法的対応を行ないます。



## お客さま第一の業務運営に関する方針

当社は、お客さま第一の取り組みを一層推進するため、金融庁が策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、 「お客さま第一の業務運営に関する方針」を定め、当社Webサイトに掲載しています。

お客さまからいただくさまざまな声を広く受け止め、品質向上や業務改善に取り組みます。

## お客さま第一の業務運営に関する方針

#### 方針1. 「お客さまの安心と満足」を提供する責任を果たします

当社は、お客さまに寄り添い、お客さまに「やさしい」と感じていただける業務運営により「お客さまの安心と満足」を実現す ることで、お客さまへの責任を果たします。

#### 方針2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します

当社は、「お客さまの安心と満足」を実現するため、社会環境の変化と多様化するお客さまニーズを把握し、わかりやすい商品・ サービスと納得感のある保険料を提供します。

#### ご契約へのご理解・ご納得を得られる説明に努めます 方針3.

当社は、お客さまにニーズに合った最適な商品を選択いただき、安心と満足を実感いただけるよう、適正な保険募集および契約 管理を行います。

- (1)お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、説明方法等を工夫し、わかりやすく説明します。
- (2)お客さまのご意向に沿った適切な商品を選択いただけるよう、お客さまの商品に関する知識、ご予算、ご契約の目的等を総合 的に勘案して説明します。
- (3)ご契約後も、ご契約の継続・変更・解約等の手続きを迅速かつ適切に行い、お客さまの利便性を向上させます。

#### 方針4. サービスの品質向上に取り組みます

当社は、お客さまの期待に応え、ダイレクト型損害保険会社として最高品質のサービスが提供できるよう、インターネット・W e b サイト等のわかりやすさを充実させます。また、代理店への委託を判断する際の事前審査や、委託後の継続的な教育・指導 を通じて、サービスの品質向上に取り組みます。

#### 方針5. お客さまに寄り添った事故対応を実践します

当社は、事故に遭われたすべてのお客さまや事故のお相手の方にご安心いただくため、迅速な対応かつ丁寧なご説明と適切な保 険金のお支払いを実践します。

#### お客さまからお預かりした保険料を安全・確実に運用します 方針6.

当社は、お客さまに確実に保険金をお支払いするため、保有資産の安全性と十分な流動性、収益の安定性を確保するなど、財務 の健全性に留意した資産運用を行います。

#### 方針7. お客さまの利益を不当に害さないよう適切に業務を行います

当社は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切に業務を行います。

#### お客さまの声に真摯に耳を傾け、改善に活かします 方針8.

当社は、お客さまの声を幅広くお伺いするとともに、寄せられたすべてのお客さまの声に真摯に耳を傾け迅速かつ適切に対応し ます。また、お客さまの声を品質の向上に向けた諸施策に活かします。

#### 方針9. 社員一人ひとりが「お客さま第一」の価値観をもって行動します

当社は、社員一人ひとりが「お客さま第一」の価値観をもって行動するよう、社員教育を継続的に行います。また、社員の評価 においても「お客さま第一」に高い価値観を置くことにより、企業文化としての定着を図ります。

> 2017年6月29日制定 2021年4月 1日改定



## お客さまの声への取り組み

お客さまから寄せられた貴重な声(苦情・ご意見・ご要望等)については、「お客さまの声対応方針」に則って対応し、業務改善に活 かしています。

また、2016年4月に、国際規格 ISO10002(品質マネジメント - 顧客満足 - 組織における苦情対応のための指針)に適合した苦 情対応マネジメントシステムを構築し、PDCA サイクルに沿って適切に運営しています。

苦情対応態勢をより一層強化することで、企業品質向上と、さらなるお客さま満足度の向上を実現してまいります。

## お客さまからの信頼にお応えするために

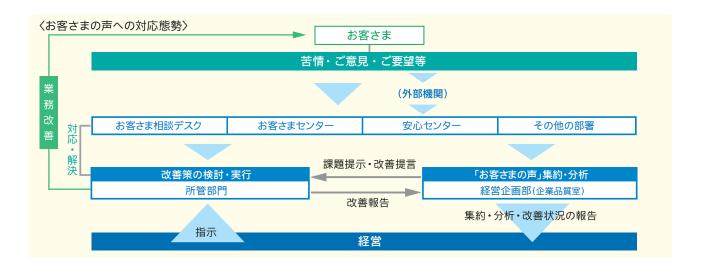
## ● お客さまの声対応方針

三井ダイレクト損保は「お客さまから選ばれ、喜ばれ、信頼さ れる保険会社」となることを目指し、「お客さまの声」に迅速・ 適切・真摯に対応してまいります。

- 1. 当社にいただくお問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情、 おほめ、感謝等を「お客さまの声」として誠実に受け止 め、改善の取り組みを推進することによって、業務品質 の向上を実現します。
- 2.「お客さまからの不満足の表明」を「苦情」として定義 し、迅速な初期対応、早期の解決と再発防止の徹底に努 めます。

## お客さまの声への対応態勢

- 「お客さま相談デスク」、「お客さまセンター(コンタクトセ ンター)」や「安心センター (事故対応サービスセンター)」 等にいただいた苦情(お客さまからの不満足の表明)は、速 やかに所管部門へ報告し、迅速・適切・真摯に対応するとと もに原因の分析や再発防止策の策定を行います。
- いただいたお客さまの声(苦情・ご意見・ご要望等)については、 集約・分析を行い、それを業務改善につなげるサイクルを構築、 運営しています。



#### < 2020 年度お客さまの声(苦情)受付状況>

分  類	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
契約・募集に関するもの(契約内容説明、商品内容等への不満足)	282	235	236	234	987
契約の管理等に関するもの (変更手続き等への不満足)	7	9	8	3	27
保険金に関するもの (対応遅延、認定金額等への不満足)	194	230	230	226	880
その他	50	34	28	39	151
슴計	533	508	502	502	2,045

## お客さまアンケート

お客さまのご意見・ご要望を積極的にお聴きし、品質向上につなげるため、Web 契約締結時、お客さまセンター応対時、保険金お支 払い時にアンケート調査を実施しています。

ご回答内容の分析結果やフリーコメント欄にいただいた貴重なご意見を商品やサービスの改善に活かし、お客さまにさらなる安心と 満足をご提供できるよう取り組んでいます。

## Web契約締結時・お客さまセンター応対時のアンケート

当社への評価とご要望をお伺いするため、ご契約いただいたお客さま・ご変更 手続きを行ったお客さまを対象にアンケートを実施しています。

#### Web契約締結時の満足度



《アンケート実施概要》

集計期間:2020年4月~2021年3月

回答数:6,418件 回答方法:Web

※4段階評価のうち、「満足」「どちらかといえば満足」 を「満足」として集計

#### お客さまセンター応対時の満足度



《アンケート実施概要》

集計期間:2020年4月~2021年3月

回答数:1,921件

回答方法:郵送およびSMS(ショートメッセージサービス) (SMSによるアンケートは2020年9月以降)

※4段階評価のうち、「満足」「どちらかといえば満足」

を「満足」として集計

## 保険金お支払い時のアンケート

事故対応についての評価とご要望をお伺いす るため、保険金をお支払いしたお客さまを対 象にアンケートを実施しています。

## 保険金お支払い時の満足度



《アンケート実施概要》

集計期間:2020年4月~2021年3月

回答数:8,043件

回答方法:郵送およびMyホームページ

※4段階評価のうち、「満足」「どちらかといえば満足」 を「満足」として集計

## 「お客さまの声」を反映した業務改善取り組み事例

#### お客さまの声

申込画面の車両限定タイプの補償範囲がわかりづらい。

バイク保険の見積もりの Web 画面で、年齢条件と補償範囲 の説明がなく、わかりづらい。

見積手続き画面では補償開始希望日は自動で翌日が表示され るが、車が納車後1か月超の場合は7日後以降しか選択で きない。納車後1か月超を選んだ時点で補償開始日は7日 後と表示させるべきである。

継続手続き画面ステップ3が何ページもありわかりづらい。 複数ページある場合は、ステップ3(2/7)などの項目名で はなく、具体的なページ名を記載してほしい。

#### 改善への取り組み

一般タイプ・限定タイプの補償範囲の説明が事故例の表記の みだったため、事例およびイラストを追加し、わかりやすく しました。

バイク見積もり画面の運転者年齢条件の項目に、補償範囲の 詳細が記載されている用語集へのリンクを追加しました。

納車後1か月超を選択した場合は、保険始期日を7日後に 自動表示されるようにしました。

2021年1月始期日以降の継続手続きからスマホアプリで手 続きができるようになりました。画面数を従来の3分の1 にすることで、よりかんたんにお手続きいただけます。また、 ページ名についても具体的な記載にしました。

## お客さまのお問い合わせ・ご相談窓口

## ● 事故のご連絡

事故にあわれた方は「事故受付センター」へご連絡ください。

電話番号 0120-258-312

受付時間 24時間365日

## ● ご相談・苦情

当社へのご相談・苦情は「お客さま相談デスク」へご連絡くだ さい。

電話番号 0120-312-770

受付時間 (平日) 9:00~17:00 (土日祝)休み

## ● お問い合わせ

当社へのお問い合わせは「お客さまセンター」へご連絡ください。 (自動車保険・バイク保険・ドライバー保険と医療保険でご連絡 先が異なります。)

〈自動車保険・バイク保険・ドライバー保険〉

電話番号 0120-312-405

※海外・IP電話から 047-631-2612 (有料)

受付時間 (平日)9:00~20:00 (土日祝)9:00~18:00

〈医療保険〉

電話番号 0120-312-830

受付時間 (平日)9:00~18:00 (土日祝)休み

#### ● 計外の相談窓□ (中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関)

## 「そんぽ ADR センター」(手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約 を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号 ナビダイヤル (全国共通・通話料有料) 0570-022808

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、 ご注意ください。

電話リレーサービス・IP 電話から 03-4332-5241 (そんぽ ADR センター東京)

受付時間 (平日) 9:15~17:00 (土日祝)休み

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/)をご参照ください。

### 「そんぽ ADR センター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

#### ○ 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るた めに設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、 自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の 支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金) の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(http://www.jibai-adr.or.jp)をご参照ください。

#### ○ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関 として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国 11 か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・ 和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審 査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(http://www.jcstad.or.jp)をご参照ください。

## お客さまの安心のために 商品・サービスについて



## ご契約のお手続き方法

## お見積もり・お申し込み手続きの流れ

● PC・スマホ(インターネット)でお手続き

当社トップページからお手続きを開始してください。

#### 三井ダイレクト損保

## https://www.mitsui-direct.co.jp/

#### お見積もり

保険料算出に必要な質 問が表示されるので、 回答してください。

## お見積結果の確認

お見積もりプランを3プ ランご用意しています。 各プランの内容は自由 に変更できます。

## お申し込み

お申し込みに必要な 情報を入力します。

## お手続き完了

保険始期日から補償が 開始します。クレジッ トカード払か銀行振込 なら、最短で翌日から 補償開始できます。

## ●お電話でお手続き

通話料無料

0120-312-405 [専用ダイヤル受付時間] 平日9:00~20:00/土・日・祝9:00~18:00

## 三井ダイレクト損保アプリ

三井ダイレクト損保アプリは、ご契約者さま向けの無料のスマートフォンアプリです。 万一の事故の際はもちろん、自動車保険に関わる手続きを簡単に行えます。 また、普段の生活でもご利用いただけるお得なクラブオフ(優待サービス)の機能など、 ご加入後も楽しめる大変便利なアプリです。

# 便利な 5つの POIN





## 保険証券を アプリで

普段は持ち歩かない 保険証券。アプリなら オフラインや回線速度が 遅い時でも快適にご契約 内容を確認できます。



## 事故連絡を ワンタップで

事故の際は、アプリから ワンタップで事故受付セン ターへ電話発信。2回目 以降の連絡は「安心メッ セージボード」でご質問・ ご相談などができます。



## 簡単な 契約変更手続き

お車の買替えや補償内 容の変更など、ご契約内 容の変更が簡単にでき ます。



#### お得なクーポン

お客さま優待サービスで あるお得なクラブオフ は、近場のご利用できる 施設を探すことができ、 とても便利です。



## 継続手続きを 驚くほど簡単に

自動セットの「スマート 継続手続特約」により、 前年の契約と同様の内容 で継続する場合、わずか "3ステップ"(注)で手続き を行えます。



## ダウンロードはこちら

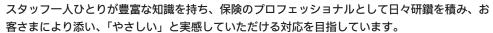


三井ダイレクト損保アプリ 検索

(注)ログイン画面や手続完了画面などはステップとして数えていません。補償内容を見直す場合には、従来通りの手続きが必要となります。 ※本内容は2021年4月時点のものです。内容は変更する可能性があります。 ※画像はイメージです。

## お客さまセンター(コンタクトセンター)によるサービス

お客さまセンターでは電話による保険のお申し込み、補償内容の変更手続き、各種お問い合わせ に対応しております。他にも電子メール・チャットサービス・FAX、耳やことばの不自由なお 客さまには手話通訳サービスをご用意しており、皆さまに一番合ったコミュニケーション方法を お選びいただくことができます。





## 保険募集について

#### ● 契約内容の確認に関する取り組みの概要

当社では、自動車保険、バイク保険およびドライバー保険のご契 約手続きの際に、ご契約内容がお客さまのご希望に沿ったもので あるか、適正な保険料を算出するための事項が正しく設定されて いるかなどについて、「ご契約内容確認項目」をご確認いただいて います。

- ご注意いただきたいこと
- ①ご契約内容をご確認ください。

保険契約が成立し、保険料の入金を確認した後、当社では速やか に保険証券<sup>(※)</sup>を作成し、お客さま宛に送付します。ご契約内容を ご確認の上、大切に保管してください。

- ②ご契約内容の変更はすぐにご連絡(お手続き)ください。 ご契約後に、お車の譲渡や車種変更等、証券記載(※)の事実に変 更が生じたときは、ただちにお客さま専用の「My ホームページ」 からご契約内容変更手続きをおとりいただくか、お客さまセン ターにご連絡ください。変更が生じてから当社にご連絡いただく までの間に生じた事故については、保険金をお支払いできないこ とがあります。
- ※ e サービス(証券不発行)割引を適用し、保険証券の発行を請求 されない場合は、当社 Web サイト契約者向けページ(My ホー ムページ)の画面または三井ダイレクト損保アプリに掲載されて いるご契約内容をご参照ください。

#### クーリングオフ制度について

当社では、お客さまが安心してご加入いただけるよう、クーリン グオフ制度を設けています。お客さまは、保険証券兼領収証〔e サービス (証券不発行) 割引適用の場合は「保険引受のご案内」 受領の日から起算して8日以内に、書面でご契約を撤回または解 除することができます。

- 通信内容の暗号化等によるセキュリティ確保について ①お客さまが入力された情報(お客さまの個人情報、お見積り・お申 し込み情報など)は、機密性の高い暗号化技術で通信のセキュリティ を確保しています。
- ②お預りしたお客さまの情報はファイアーウォールにより保護され た安全なデータベースに保管しており、外部からの不正な侵入を 防止しています。

上記のとおり、お客さまに関する情報の取り扱いおよびセキュリ ティに関しましては万全を期しております。

なお、当社の Web サイトのご利用にあたっては、別途定めており ます「利用規約」をご確認ください。

#### ● 代理店について

「保険業法」に従い、保険会社と損害保険代理店委託契約を締結し た後、監督官庁に代理店登録を行うことが義務づけられています。

## 勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を、次のとおり定めております。

当社は、保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他の 各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

- お客さまの立場に立った商品販売に努めます
- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、 わかりやすいご説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品を ご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿ったご説明に努めてまいります。
- 当社はインターネットや電話を通じた販売を行なっており、特に電話による販売を行う場合には時間帯等について 十分配慮いたします。
- 適正な業務運営に努めます
- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見・ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。



## 事故対応サービス

## 事故発生から解決まで

事故発生から保険金お支払いまでの一般的な流れは以下のとおりです。



## 三井ダイレクト損保 事故受付センターへご連絡

事故受付

夜間休日を問わず24時間365日、年中無休でお客さまからの事故連絡の受付を行います。 インターネット上の「Myホームページ」による事故連絡の受付も行っております。

初期対応

相手方への連絡や病院への治療費の請求手続き案内、修理工場への損害状況の確認など事故後の 初期対応を行い、対応結果をお客さまにご報告します。

損害の確認・事故解決に向けた話し合い 必要に応じ、事故現場や修理工場への立ち会いや、対人事故の場合には病院や被害者の方への訪問を 行い、損害の確認および事故解決に向けた話し合いをします。

中途経過のご報告、ご質問・ご相談の受付 専任スタッフよりお客さまへ事故の進捗状況をタイムリーにご連絡します。 ご希望のお客さまは、対物・対人事故の進捗状況について中途経過を「Myホームページ」上で確認 できます。また、「Myホームページ」上のお客さま専用連絡ツール「安心メッセージボード」では、

お客さまと専任スタッフ間のご質問、ご相談の双方向のやりとりができます。

保険金のお支払い

必要な書類を受領後、保険金をお支払いします。

ご提出いただく書類をできるだけ省略するなど、スピーディーな保険金のお支払いに努めます。

## 事故対応サービスのご紹介

事故にあわれたお客さまにご安心いただけることを第一に考え、さまざまな事故対応サービスでお客さまの安心を支えます。

- ○事故連絡の受付は365日24時間、連絡受付後の初期対応(相 手方、修理工場・病院等への連絡) は365日9時から19時 まで実施し、お客さまに少しでも早くご安心いただけるよう、 迅速に事故対応を行います。
- ○経験豊富なスタッフが、事故車両の損害確認、被害者の方へ の応対、示談交渉等について責任をもって誠実に対応します。
- ○事故対応に関する中途経過報告は、お客さまのご要望に沿っ て、電話、インターネット、書面を活用し、きめ細かく行います。
- ○インターネット上のお客さま専用「Myホームページ」で、 お客さまのご都合のよい時間に、事故対応の進捗状況や保険 金お支払い内容等をご確認いただけます。「Myホームページ」 には、お客さまと専任スタッフとの連絡ツール「安心メッセー ジボード」もございます。

- ○お客さまへの説明は、十分にご理解いただけるよう、丁寧で わかりやすく行います。
- ○お客さまに賠償責任が発生しない被害事故の場合にも、専任 スタッフが親身に相談にあたります。
  - (注)全くの被害事故の場合、被害者側の保険会社は示談交渉 を行うことはできません。



## インターネットによる事故対応サービス

インターネットを通じたさまざまな事故対応サービスを提供し、お客さまに安心をお届けします。

## ●「Mv ホームページ」による各種情報のご案内

お客さま一人ひとりにご用意した「My ホームページ」で、以下の内容をご案内します。

- ご連絡をいただいた事故の担当者名、連絡先等
- ご連絡をいただいた事故について補償対象となる保険金の種類 と補償の概要
- 保険金ご請求に必要な書類

- 保険金のお支払い時期
- 保険金をご請求いただいた場合の次年度以降の契約(継続時) の概算保険料
- 保険金のお支払いのご案内
- ※「My ホームページ」から事故対応サービスに関するアンケートに回答することができます。2020 年度のアンケート結果は、お客 さまの声への取り組みページをご覧ください。



### インターネットによる事故受付

24 時間年中無休で電話による事故連絡の受付を行っておりますが、 「My ホームページ」でインターネットによる事故のご連絡をいただ くこともできます。

#### 安心メッセージボード

お客さま専用の連絡 ツール「安心メッセー ジボード」では、お客 さまと専任スタッフ間 の双方向のメッセージ 交換ができます。また、 過去のメッセージは一 覧形式でご確認いただ けます。



#### 対物・対人事故の対応経過のご案内

ご希望のお客さまは対物・対人事故の解決までの進捗状況を確認で きます。状況が進捗し、「My ホームページ」の記載内容を更新する 都度、お客さま宛に e メールでご連絡します。

#### 保険金のお支払いのご案内

保険金のお支払い履歴 を一覧形式でご案内し ます。また、お支払い 内容(お支払い金額、 お支払い先等)が確認 できます。お支払い案 内画面を印刷すること も可能です。

保険金のお				41-010 MBO
文下のとおり、 保険金	対文別人の手続き	PELALUILANT, CEMPI		KILL STEPSHE
PORTUGE CON	Broftsei		821	±148 263,300m
275.2769	GREORS	888	ARKS	PARTERIA
	-199	20.00		196389
-	100			16:0007
祖島省からの人士ー	V MARRIEDAY	THEOSOTRORAL RANGE	PER CHAIN.	
-	MATERIAL	Married Street, Married Married Street, Tolland		500091

#### 次年度以降の契約(継続時)の概算保険料のご案内

保険金をご請求された場 合とご請求されなかった 場合の次年度以降の契約 (継続時) の概算保険料が 確認できます。保険金を ご請求されるかどうかの ご検討時に参考情報とし てご利用いただけます。 ※条件により確認できな い場合がございます。



## サポート体制・全国ネットワーク

## ● サポート体制

自動車事故に精通した経験豊富なスタッフがダイレクトに安心 をお届けします。

## 親身なサービス

#### 専任担当制

解決まで人身事故・物件事故の専任スタッフが責任をもって 担当します。

#### 被害事故専任担当

保険適用にならない被害事故についても、専任スタッフが親身 に相談にあたります。

## 身近なサービス

#### 24 時間事故受付

夜間休日を問わず 24 時間 365 日、年中無休で事故連絡の 受付を行います。

インターネットによる事故連絡の受付も行っています。

#### 安心の事故対応時間

事故受付後の修理工場等への初期対応は9時から19時まで、 それ以後のご照会・ご相談は平日9時から17時まで対応します。

## 休日でも安心のサービス

休日でも安心の初期対応時間

休日の事故でも、9時から19時まで初期対応を行います。

#### 休日事故のお客さま急行サービス

休日の事故でお客さまや相手方が入院された場合、ご要望に よりお客さまのもとに急行します。

## 多言語事故対応サービス

事故の相手方が日本語に不自由な外国人の方であっても、三者 間通話を行い、円滑に事故対応を進めます。

対応言語は次の17ヶ国語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、 インドネシア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、 フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ロシア語、マレー 語、クメール語、ミャンマー語)。訪日外国人が増加している昨 今、万一の事故であっても万全の体制でサポートします。

## 手話通訳サービス

聴覚や発話に障がいのあるお客さまを対象に、手話通訳サービ スを活用した事故対応を行っています。テレビ電話を通じてお客 さまとオペレーターが手話や筆談、文字チャットでやりとりし、 同時にその内容を当社担当者へ音声通訳することで、スムーズな やりとりを可能にしています。

#### ● 全国ネットワーク (2021年7月1日現在)

全国に広がる安心のネットワークでしっかりサポートします。

## **指定修理工場ネットワーク**(全国約 2,140 ヵ所)

お客さまにきめの細かいサービスを提供するため、指定 修理工場ネットワークを全国各地に展開しています。

- (1) 引取・納車無料サービス
- (2) 修理期間代車無料サービス
- (3) 納車時洗車サービス
- (4) 修理箇所保証サービス (注)
- (注) お客さまが修理車両を所有されている期間中に限ります。 (自然損耗等は除きます)
- ※二輪自動車・原動機付自転車は対象外です。
- ※ガラスのみの修理を自宅等で実施する場合は、修理箇所保証 サービスのみご利用可能となり、他のサービスはご利用いた だけません。

## 損害サポートネットワーク(全国約410ヵ所)

全国の損害サポートネットワークにより、スピーディーに 損害の確認、事故現場および事故状況の確認を行います。

### 弁護士ネットワーク (全国約 150 事務所)

難航する事案や訴訟の場合にも、全国の弁護士ネットワー クにより解決をバックアップします。

## その他の事故対応サービス

#### 保険金請求書省略サービス(\*)

物件事故では、原則保険金請求書を省略し、保険金のお支払い をいたします。

診断書省略サービス<sup>(\*)</sup>

入通院日数など一定の条件を満たしていれば、診断書を省略し て、保険金をお支払いします。

交通事故証明書取付代行サービス

保険金お支払いに必要な交通事故証明書は、お客さまに代わり 取り付けます。

#### ●事故受付・支払案内サービス

事故の受付や保険金お支払いの際に、担当者名・連絡先・お支 払い内容などをご案内します。

入院保険金内払サービス

自損事故傷害・ファミリー傷害特約について、入院中であって も保険金の内払いをします。

※省略サービスは、ご利用いただけないこともございます。

# 取扱商品

(2021年7月1日現在)

## 自動車保険・バイク保険

当社の自動車保険・バイク保険は、「自動車保険を、もっとやさしく。」を実現するため、社会環境の変化に伴うお客さまニーズを 把握し、「やさしい」商品・サービス等を提供しています。

#### ●「やさしい」商品・サービス

当社では、お客さまにニーズに合った最適な商品を選択いた だくため、お客さまが必要とされる補償をわかりやすく説明 してお届けしています。他人のための「賠償保険」、自分のケ ガのための「傷害保険」、お車のための「車両保険」の3種類 の補償内容から、必要な補償を自由に組み合わせてご契約い ただけます。(「車両保険」は自動車保険のみ)。

また、安心と満足を実感いただけるよう、ロードサービスはご 契約いただいたお客さま全員にご提供しております。

#### ●納得感のある保険料

当社は、業務効率化によりコストダウンを図り、お客さまのリ スク<sup>(注)</sup> に合わせた保険料体系を採用し、また、後記「●保険 料の割引制度」に記載のとおり、さまざまな保険料の割引制度 を設けることで、より多くのお客さまに納得していただける保 険料をご提供しております。

(注) 記名被保険者の「年齢」「運転免許証の色」、ご契約のお車の「使用目的」 「年間走行距離」など。

## 白動車保険(総合自動車保険)・ バイク保険(総合バイク保険)の補償内容

賠償保険	対人賠償保険、対物賠償保険、 対物超過修理費用特約			
傷害保険	人身傷害保険(人身傷害補償特約) <sup>(注1)</sup> 搭乗者傷害保険、無保険車傷害特約、 自損事故傷害特約			
車両保険	車両保険 <sup>(注 2)</sup> 、身の回り品補償特約 <sup>(注 2)</sup> 、 事故付随費用補償特約 <sup>(注 2)</sup> 、新車特約 <sup>(注 2)</sup>			
その他	弁護士費用補償特約、自転車賠償特約、 ファミリー傷害特約 <sup>(注 2)</sup> 、 搭乗者傷害 W ケア <sup>(注 2)</sup> 、 レンタカー費用特約 <sup>(注 2)</sup> 、他車運転特約 <sup>(注 2)</sup> 、 ファミリーバイク特約 <sup>(注 2)</sup> 、 被害者救済費用特約 等			

(注2)自動車保険のみ対象となります。

#### ●保険料の割引制度 インターネット契約割引

インターネットでご契約手続きをしていただくと、自動車保険 の新規契約の場合は最大 10,000 円、はじめての継続契約の場 合は最大 6,000 円の保険料を割り引きます。また、自動車保険 の2回目以降の継続契約、ならびにバイク保険の場合は3,000 円の保険料を割り引きます。

#### e サービス(証券不発行)割引

インターネットでご契約いただく際、保険証券の発行を請求さ れない場合は、さらに保険料を500円割り引きます。

#### 継続割引

当社で継続されてきた回数に応じて、保険料を割り引きます。

#### 長期無事故割引

ご契約のノンフリート等級が20等級の場合で、以下の条件(注1 <sup>注2)</sup>を満たすときに保険料を2% <sup>(注3)</sup> 割り引きます。

- ・過去1年以上20等級が適用されており、過去1年以上事故 有係数適用期間が 0 年であること。
- ・過去1年間に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発 生していないこと。
- (注1) 前契約の保険期間が1年を超える場合または1年に満たない場合は、 割引の適用条件が異なることがあります。
- (注2) 中断制度をご利用する場合、長期無事故割引は適用されません。
- (注3) ご契約の保険料の割引率は、契約条件等によって2%とは異なる場合 があります。

#### 長期無事故割引プラス

ご契約のノンフリート等級が20等級の場合で、以下の条件を 満たすときに、割引適用年数に応じて、保険料を割り引きます。

- ・長期無事故割引が適用されるご契約であること。
- ・前契約が三井ダイレクト損保であること。
- ・前契約において解約または中断証明書を発行していないこと。

#### 複数台割引

当社で自動車保険またはバイク保険をご契約中の方が、新たに 自動車保険またはバイク保険を当社の「My ホームページ」か らお申し込み・ご契約いただいた場合に、保険料を 1,000 円割 り引きます。

### ASV 割引

一定の条件を満たす AEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装着して いる先進安全自動車 (ASV) の場合には、保険料を 9% (注) 割 り引きます。

(注) ご契約の保険料の割引率は、契約条件等によって9%とは異なる場合が あります。

## ●ロードサービス<sup>(注)</sup>

#### レッカーサービス

お車が事故または故障で自力走行不能となった場合、レッカー 車 (積載車) が出動し現場から当社 (ロードサービスセンター) が指定する修理工場まで距離の制限なくけん引いたします。 ただし、お客さまが修理工場等を指定される場合は、50km(実 走距離)を限度にけん引いたします。

#### 車両トラブル緊急対応サービス

キー閉じ込みやバッテリー上がり等偶然なトラブルや故障時に 現場で対応可能な簡易作業を提供します。

#### GPS 位置情報サービス

ロードサービスをご利用いただく際、旅行先など見知らぬ場所 でも、事故・故障現場を正確に特定することにより、迅速なサー ビスのご提供をいたします。

#### その他のサービス

故障電話相談サービス、ガソリンスタンド案内サービス、レン タカー案内サービス、安心車検紹介サービス等があります。

- (注) ①サービスが提供可能となるトラブルの範囲やサービスの範囲には制限 があります。
  - ②バイク保険は、レンタカー案内サービス、安心車検紹介サービス等対 象外となるサービスがあります。
  - ③このサービスは、業務を委託している会社より提供します。

## eドライバー保険(ネット専用)

e ドライバー保険は「マイカーを持たないが、車を運転する機会がある」というお客さまをしっかりとサポートします。

#### ●借用自動車運転中の事故を補償

相手の方への賠償 (賠償保険)、ご自身や同乗者の方のおケガ の補償(傷害保険)などから必要な補償を選べる保険です。借 用自動車の運転に関わる基本的な損害の補償から各種費用まで、 お客さまのニーズに合わせた補償をご提供します。

## ●自転車運転中の賠償事故も補償

近年急増し社会的な問題となってきている、自転車運転中の賠 償事故も補償します。

## 主な商品改定

(2013年4月~2021年7月)

改定年月		主な改定内容
2013年	4月	ノンフリート等級別料率制度の改定
2014年	4月	暴力団排除条項の導入
2014 #	7月	新規契約のインターネット契約割引を最大 10,000 円へ改定
		継続割引の導入
2015年	10月	搭乗者傷害保険・医療保険金の支払方法の変更
		保険料の算出項目(運転免許証の色、年間走行距離等)の追加
2010 年	7 🖂	ASV 割引の導入
2018年 7月		不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の新設
		長期無事故割引、長期無事故割引プラス、複数台割引の新設
2020年	1月	新車特約、自転車賠償特約の新設
2020 #		型式別料率クラス制度の改定
	4月	民法改正等に対応(人身傷害保険のライプニッツ係数改定等)
2021年	7 🖯	継続契約のインターネット契約割引を最大 6,000 円へ改定
2021年	7月	車検証等コピーの提出廃止、My ホームページの印刷機能の拡充

## 損害保険の仕組み

## 損害保険の仕組み

#### ● 損害保険制度

損害保険制度とは、同じ種類の危険(自動車事故等)にさらされている多数の人々が、統計学を利用してその危険に応じて算出された保険料を支払うことによって、万一の事故に遭った場合に被る経済的損害に対して保険金を受ける相互扶助の制度です。

一つひとつの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に発生していますが、同一危険の集団を見ると一定の確率で発生していることが見出せます。これが「大数の法則」といわれるものです。損害保険はこの「大数の法則」にもとづいて相互にリスクを分散することによって経済的補償を得る制度です。

このように損害保険は、その幅広い普及により個人や企業を様々な危険や災害から守り、個人生活や企業経営の安定を図る重要な社会的役割を果たしています。

#### 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故によって生ずる損害に対して保険金を支払うことを約束し、保険契約者はその損害の発生の可能性に応じた保険料を支払うことを約束する契約であるということが保険法第2条に定められています。損害保険契約は双務・有償契約であり、保険契約者と保険会社双方の合意のみで成立する不要式の諾成契約です。

#### ● 再保険

再保険とは、保険会社が引き受けた保険責任の一定部分を他の保 険会社に引き受けてもらう(出再)または逆に他の保険会社から 引き受ける(受再)ことにより、危険の平均化・分散化を図る仕 組みです。

再保険を利用することにより、広域大災害等に対する引受能力 を補完するとともに、保険会社経営の安定を図ります。

## 保険約款

#### ● 保険約款の位置付け

保険約款とは、保険会社と契約者・被保険者双方の権利や義務 等保険契約の内容を定めたもので、基本的な内容を定めた普通 保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補 充・変更・排除する特別約款 (特約) から構成されています。 保険約款には主に以下の内容が規定されています。

- ①補償の内容 (保険金支払い対象となる事故と保険金の内容)
- ②保険金が支払われない場合
- ③契約時に保険会社に申し出る必要がある危険に関する重要な 事項(告知事項)
- ④③のうち契約後に保険契約の内容に変更があった場合に保険 会社に申し出る必要がある重要な事項(通知事項)
- ⑤契約が無効・失効・取消・解除となる場合

#### ● ご契約時の留意事項

保険契約のお申し込みに際しては重要事項説明書、普通保険約款および特約の内容、個人情報に関する取り扱い、保険申込書等の記載内容を十分にご確認の上ご契約いただくことが必要です。特に保険申込書等は保険会社および契約者の双方を拘束する重要なものであり、その記載内容が事実と相違していた場合は保険金がお支払いできないことがありますので、ご契約いただく前に再度ご確認ください。

#### ● 保険約款に関する情報提供方法

ご契約にあたってよくご理解していただく必要のある内容については「パンフレット」「重要事項説明書」等を作成し、保険約款の概要および重要な事項についてご案内しています。

ご契約時にはこれらの資料の記載内容を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

## 保険料

#### ● 保険料の収受・返還

保険料は、当社の所定の方法 (銀行・コンビニエンスストア払込み、クレジットカード払)でお払い込みいただけます。保険のお申し込みをいただき、保険期間が始まっても、保険料をお払い込みいただく前に生じた事故については、保険金のお支払いはできません。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じた時は、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を保険約款の規定に従いお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、保険約款等をご確認ください。

#### ● 保険料率

保険料率は、純保険料率(保険金のお支払いに充てられる部分) と、付加保険料率(保険会社の経費等に充てられる部分)から 成り立っています。

純保険料率は、当社が算出し、金融庁による認可後、使用しています。

# 【資料】 会社概要・業績データ

		○ハナナ/Ⅲ=マササーのエチーキエロリのエヒー☆エファサヘ=リーシユサーザリ。	/ 2
I.当社の概況		⑥保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比	43
		⑦保有有価証券利回り ②大// (元本) ※ の活動型の でも 世界 日本 (元本) ※ の でも 世界 日本 (元本) ※ の でも 世界 日本 (元本) ※ の できる (元本) ※	43
1 株主・株式の状況	0.5	⑧有価証券の種類別の残存期間別残高 ②世紀を出りませた。	44
1. 基本事項	35	⑨業種別保有株式の額	44
2. 大株主	35	⑩貸付金の残存期間別の残高	44
3. 資本金の推移・最近の新株の発行	35	⑪担保別貸付金残高	44
2 役員の状況	35	②使途別の貸付金残高及び構成比	44
3 会計監査人の状況	36	③業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	44
4 沿革と組織		⑩規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	44
1. 会社の沿革	36	⑤有形固定資産及び有形固定資産合計の残高	44
2. 組織図	36	5. 特別勘定に関する指標等	44
3. 店舗所在地	37	3 責任準備金の残高の内訳	45
4. 全国ネットワーク	37	4 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	45
5 従業員の状況		5 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	45
1. 従業員の状況	37		
2. 採用方針	37	Ⅲ.財産の状況	
3. 人財育成制度	37	血・気が空の小小	
		1 計算書類	
Ⅱ・当社の主要業務に関する事項		1. 貸借対照表	46
五:当位0工女来初に因う0事項		2. 損益計算書	50
1 主要な業務の状況を示す指標の推移	38	3. キャッシュ・フロー計算書	51
2 業務の状況を示す指標等		4. 株主資本等変動計算書	52
1. 主要な業務の状況		2 リスク管理債権	
①元受正味保険料	38	1. 破綻先債権	53
②正味収入保険料	38	2. 延滞債権	53
③受再正味保険料	38	3.3ヵ月以上延滞債権	53
④支払再保険料	39	4. 貸付条件緩和債権	53
⑤解約返戻金	39	3 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況	53
6保険引受利益	39	4 債務者区分に基づいて区分された債権	
⑦正味支払保険金及び正味損害率	39	1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	53
<ul><li>8元受正味保険金</li></ul>	39	2. 危険債権	53
⑨受再正味保険金	39	3. 要管理債権	53
⑩回収再保険金	40	4. 正常債権	53
2. 保険契約に関する指標等	40	5 保険会社に係る保険金等の支払い能力の充実の状況	55
①契約者配当金	40	(単体ソルベンシー・マージン比率)	54
②正味損害率、正味事業費率及びその合算率	40	(	54
③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率	40	1. 有価証券	
<ul><li>④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合</li></ul>	40	①売買目的有価証券	55
⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合	40	②満期保有目的の債券で時価のあるもの	55
⑥出再保険料の格付ごとの割合	41	③その他有価証券で時価のあるもの	55
⑦未収再保険金 2、経理は関する状態等	41	④時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額	55
3. 経理に関する指標等		2. 金銭の信託	55
①支払備金	41	3. デリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	
②責任準備金	41	4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	55
③責任準備金積立水準	41	5. 先物外国為替取引	55
④引当金明細表	42	6. 有価証券関連デリバティブ取引(7. に掲げるものを除く)	55
⑤貸付金償却	42	7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは	55
⑥資本金等明細表	42	有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価	
⑦損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動	42	証券先物取引と類似の取引(国債証券等及び金融商品	
⑧事業費 (含む損害調査費)	42	取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち	
4. 資産運用に関する指標等		同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	
①資産運用の概況	43	8. 暗号資産	55
②利息配当収入の額及び運用利回り	43	7 その他	56
③海外投融資残高及び構成比	43	確認書	56
④海外投融資利回り	43		
⑤商品有価証券の平均残高及び売買高	43	損害保険用語の解説	56

# Ⅰ. 当社の概況

# 株主・株式の状況

# 1. 基本事項

●決算期日 毎年3月31日(年1回) ●定時株主総会 毎年6月開催

●電子公告 URL https://www.mitsui-direct.co.jp/corporate/profile/notice/

# 2. 大株主

(2021年7月1日現在)

 氏名または名称	当社への出資状況			
い石みたは石が	普通株式持株数 (株)	持株比率(%)		
MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社	1,433,260	89.7		
三 井 物 産 株 式 会 社	109,300	6.8		
三井住友信託銀行株式会社	24,640	1.5		
大樹生命保険株式会社	15,400	1.0		
株式会社三井住友銀行	15,400	1.0		

# 3. 資本金の推移・最近の新株の発行

(2021年7月1日現在)

年月日	新株発行数 (株)	発行済株式総数(株)	増資額 (百万円)	資本金(百万円)
1999年 6月 3日	2,000	2,000	100	100
1999年11月 8日	6,000	8,000	300	400
1999年12月 8日	16,000	24,000	800	1,200
1999年12月15日	16,000	40,000	800	2,000
2000年 5月11日	60,000	100,000	3,000	5,000
2001年 4月 1日	60,000	160,000	3,000	8,000
2001年12月15日	60,000	220,000	3,000	11,000
2003年 3月28日	88,000	308,000	4,400	15,400
2004年 3月31日	12,000	320,000	600	16,000
2005年 3月30日	80,000	400,000	4,000	20,000
2007年 3月28日	250,000	650,000	10,000	30,000
2010年 3月10日	170,000	820,000	2,600	32,600
2015年 6月19日	244,000	1,064,000	2,501	35,101
2016年 6月20日	534,000	1,598,000	4,005	39,106

# 役員の状況

(2021年7月1日現在)

		(2021-17)111-00.127
役職	氏 名	担当等
取締役社長 社長執行役員(代表取締役)	宮 本 晃 雄	
取締役 副社長執行役員	渡瀬	監査部、人事総務部経理財務グループ、商品企画部、 経営企画部リスク管理・コンプライアンスグループ
取締役 専務執行役員	井 上 哲 郎	人事総務部(経理財務グループ以外)、お客さまセンター部、 損害サポート業務部、損害サポート第一部、監査部[補佐]
常務執行役員	河村隆之	経営企画部(リスク管理・コンプライアンスグループ以外)、 IT企画部、マーケティング部、 経営企画部リスク管理・コンプライアンスグループ[補佐]
執行役員	佐藤康一	損害サポート第二部
取締役(非常勤)	樋口哲司	
取締役(非常勤)	小 宮 聡	
取締役(非常勤)	河 村 浩 一	
監査役	脇 本 聡	
監査役(非常勤)	窪 田 博	
監査役(非常勤)	鈴 木 啓 司	

(注) 監査役 脇本 聡、窪田 博は、社外監査役です。

# 3 会計監査人の状況

名称 有限責任 あずさ監査法人

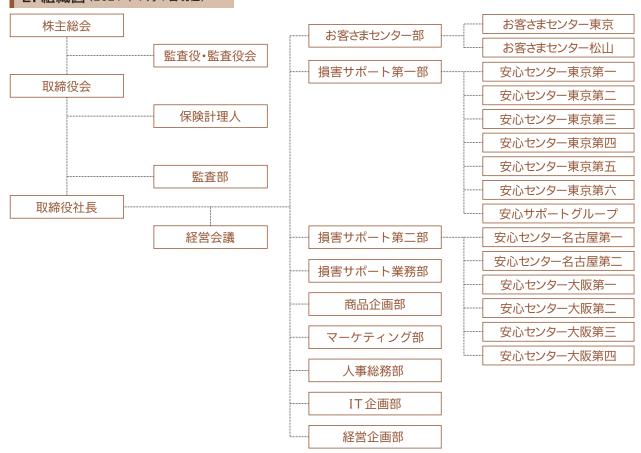
(2021年7月1日現在)

# 沿革と組織

### 1. 会社の沿革

- 1999年 6月 準備会社「物産インシュアランスプラニング株式会社」を設立
- 2000年 5月 「三井ダイレクト損害保険株式会社」として損害保険業の事業免許を取得
- 2000年 6月 営業を開始
- 2000年10月 損保業界初のインターネットを活用した本格的な事故対応サービスをお客さま毎に専用の「Myホームページ」にて開始
- 2005年 3月 資本金を200億円とする
- 2005年 9月 バイク保険を発売
- 2006年 2月 損保業界初の「eサービス割引」(お客さまが保険証券を請求されない場合の割引)の導入
- 2006年11月 損保業界初のインターネット専用の医療保険「e入院保険スーパープラス」を発売
- 2007年 3月 資本金を300億円とする
- 2007年 6月 インターネット専用の「eドライバー保険」を発売
- 2008年 7月 三井住友海上火災保険株式会社の保有する当社株式が三井住友海上グループホールディングス株式会社へ移転され、 持株会社体制へ移行
- 2010年 3月 資本金を326億円(資本準備金25億円)とする
- 2010年 4月 親会社である三井住友海上グループホールディングス株式会社がMS&ADインシュアランス グループ ホールディン グス株式会社へ商号変更
- 2012年11月 三井住友海上火災保険株式会社のネット完結型保険(ネットde保険@とらべる、ネットde保険@ごるふ、ネットde保 険@ばいく)の取り扱いを開始
- 2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社のネット完結型自転車向け保険(ネットde保険@さいくる)の取り扱いを開始
- 2015年 6月 資本金を351億100万円(資本準備金50億100万円)とする
- 2015年12月 三井住友海上あいおい生命保険株式会社の医療保険(新医療保険A)の取り扱いを開始
- 2016年 6月 資本金を391億600万円(資本準備金90億600万円)とする
- 2021年 1月 本店を移転(所在地:東京都文京区後楽2-5-1)

# 2. 組織図 (2021年7月1日現在)



#### 3. 店舗所在地 (2021年7月1日現在)

 本社	〒112-0004 東京都文京区後楽2-5-1	0570-200-207
 お客さまセンター東京	住友不動産飯田橋ファーストビル	0120-312-405
 お客さまセンター松山	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-4-3 松山MCビル	0120-312-405
安心センター東京第一		03-6629-2948
安心センター東京第二		03-6730-3120
 安心センター東京第三		03-6629-2910
安心センター東京第四	│ 〒112-0004 東京都文京区後楽2-5-1 │	03-6730-3577
安心センター東京第五		03-6629-2904
安心センター東京第六		03-6629-2907
安心サポートグループ		03-6629-2901
安心センター名古屋第一	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-14-5 松下中日ビル	052-307-0700
安心センター名古屋第二	T400-0008 爱和宗名百座印中区未4-14-3 松下中日ビル 	052-307-0720
安心センター大阪第一		06-7733-0320
安心センター大阪第二	〒542-0086 大阪府大阪市中央区西心斎橋2-1-5	06-7733-0300
 安心センター大阪第三	日本生命御堂筋八幡町ビル	06-7733-0310
 安心センター大阪第四		06-7733-0301

# 4. 全国ネットワーク (2021年7月1日現在)

指定修理工場ネットワーク	全国約 2,140 ヵ所
弁護士ネットワーク	全国約 150 事務所
 損害サポートネットワーク	全国約 410 ヵ所
ロードサービスネットワーク	全国約 4,300 ヵ所

# 5 従業員の状況

#### 1. 従業員の状況

(2021年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
559名	48.2 才	8.0 年	305 千円

- - 2. 平均給与月額は2021年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与を含んでおりません。
  - 3. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて、小数点第1位まで表示しております。

#### 2. 採用方針

公正かつ公平な採用を基本方針とし、経営目標達成へ向け、応募者の総合的なポテンシャルを重視した選考を実施し、優秀且つ多様な 人財の採用を推進します。

### 3. 人財育成制度

「人が最大の財産」との認識のもと、互いに高め合い育て合う企業風土と、社員が成長し続ける環境を築き、社員教育を計画的かつ効果的に実施するとともに、社員一人ひとりが主体的に成長し続けられるよう、自己学習とキャリア形成を支援しています。また、高い専門性を有する社員の中長期的視点に立った人財育成を推進し「社員力向上」を図っています。

- (1) 専門分野研修拡充
- (2) 部門 OJT の強化
- (3) 自己啓発支援の強化
- (4) 高い専門性を要する 分野の社員育成

射

育成重

点施策

# 1.集合研修

- ①階層別社員研修/マネージャーから新入社員まで、幅広い階層で研修を実施し、各階層社員の共有すべき価値観や意識の醸成、役割遂行に向けた支援を行っています。
- ②課題別研修/役割とキャリアに応じた能力開発研修や学習テーマを定めた課題別研修を実施しています。
- 2. 部門研修/部門毎に必要とされる知識、スキル等が異なるため、各部門にてスキル研修の実施、各種外部講座への派遣、勉強会の開催等を積極的に行っています。
- 3. 職場教育/職場教育(OJT)・研修(Off JT)・自己啓発が連動した三位一体の社員教育体制を重視しています。OJTでは、特に新卒新入社員に対して、専任のOJT担当者が中心となり、部門全体で指導、育成を行っています。
- 4. 自己啓発/全社員が受講可能な各種自己学習ツールを導入しています。教育動画視聴、通信講座、対面セミナー、Web研修等、多様な学びの手段を活用し、各自の学習計画に応じ様々な講座が選択できます。
- 5. 高い専門性を有する人財の育成/高い専門性を要する分野については、専門性の確保に 配慮した要員配置を行い、専門性の高い人財の育成を行っています。

員教育体

社

制

# 当社の主要業務に関する事項

# 主要な業務の状況を示す指標の推移

(単位:百万円、%)

項目          年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
経常収益	37,753	37,965	37,612	37,933	36,554
経常利益又は経常損失(△)	△ 955	451	384	178	1,419
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 1,004	328	249	159	978
資本金の額	39,106	39,106	39,106	39,106	39,106
(発行済株式総数)	(1,598 千株)				
純 資 産 額	13,390	13,670	13,923	14,017	14,988
総資産額	59,987	61,489	60,917	59,768	61,850
責任準備金残高	20,693	21,073	20,563	20,759	20,912
貸 付 金 残 高	_	_	_	_	_
有 価 証 券 残 高	39,510	33,621	42,042	35,972	38,314
単体ソルベンシー・マージン比率	431.4%	457.5%	497.6%	526.9%	595.8%
配当性向	_	_	_	_	_
従 業 員 数	572名	571名	545 名	552名	559名
正味収入保険料	37,653	37,873	36,663	36,374	36,477

注.「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8 年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

# 業務の状況を示す指標等

# 1. 主要な業務の状況

①元受正味保険料

(単位:百万円、%)

年度	2018 年度		2019 年度		2020 年度	
種目	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火	_	_	_	_	_	_
海	_	_	_	-	_	_
傷害	80	0.2	73	0.2	84	0.2
自 動 車	36,216	99.8	35,917	99.8	36,105	99.8
自動車損害賠償責任	_	_	_	_	_	_
そ の 他	_	_	_	_	_	_
合計	36,296	100.0	35,991	100.0	36,190	100.0
従業員1人当たり元受正味保険料	66	_	65	_	64	_

<sup>(</sup>注) 1. 元受正味保険料は元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものです。 2. 従業員1人当たり元受正味保険料=元受正味保険料÷従業員数

### ②正味収入保険料

(単位:百万円、%)

年月	₹ 2018	2018 年度		2019 年度		2020 年度	
種目	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
火	_	_	_	_	_	_	
海	_	_	_	_	_	_	
傷害	80	0.2	73	0.2	84	0.2	
自動車	36,105	98.5	35,817	98.5	35,998	98.7	
自動車損害賠償責任	477	1.3	483	1.3	394	1.1	
そ の 他	_	_	_	_	_	_	
合 計	36,663	100.0	36,374	100.0	36,477	100.0	

<sup>(</sup>注) 正味収入保険料は元受及び受再契約の保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

# ③受再正味保険料

(単位:百万円、%)

年度	2018	2018 年度		2019 年度		) 年度
種目	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火	_	_	_	_	_	_
海	_	_	_	_	_	_
傷害	_	_	_	_	_	_
自 動 車	11	2.3	3	0.6	1	0.3
自動車損害賠償責任	477	97.7	483	99.4	394	99.7
そ の 他	_	_	_	_	_	_
合 計	488	100.0	486	100.0	395	100.0

<sup>(</sup>注) 受再正味保険料は受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものです。

④支払再保険料 (単位:百万円、%)

		左	度	2018 年度		2019 年度		2020 年度	
種目				金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火		災		_	_	_	_	_	_
海		上		_	_	_	_	_	_
傷		害		_	_	_	_	_	_
自	動	車		121	100.0	102	100.0	108	100.0
自 動 車	[損害賠	償 責 任		_	_	_	_	_	_
そ	の	他		_	_	_	_	_	_
合		計		121	100.0	102	100.0	108	100.0

<sup>(</sup>注)支払再保険料は再保険料から再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものです。

⑤解約返戻金 (単位:百万円)

種目		年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
火		災	_	_	_
海		上	_	_	_
傷		害	4	2	3
自	動	車	318	328	321
自動車損	害 賠 償 責	任	_	_	_
そ	の	他	_	_	_
合		計	323	331	324

<sup>----</sup>(注) 解約返戻金は元受解約返戻金及び受再解約返戻金を合計したものです。

⑥保険引受利益 (単位:百万円)

区分	年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
保険引受収益		37,559	37,883	36,497
保険引受費用		28,235	27,793	24,030
営業費及び一般管理費		8,987	9,955	11,095
その他収支		Δ0	0	Δ0
保険引受利益		336	133	1,371

<sup>(</sup>注) 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

### ⑦正味支払保険金及び正味損害率

(単位:百万円、%)

	年度			2018 年度			2019 年度			2020 年度		
種目				金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火		災		_	_	_	_	_	_	_	_	_
海		上		_	_	_	_	_	_	_	_	_
傷		害		63	0.2	100.7	61	0.3	104.2	46	0.2	68.4
自	動	車		24,612	98.0	75.9	23,963	97.9	74.6	20,083	97.8	63.7
自 動 車	損害賠	償 責 任		447	1.8	93.8	444	1.8	92.0	416	2.0	105.8
そ	の	他		_	_	_	_	_	_	_	_	_
合		計		25,123	100.0	76.2	24,469	100.0	74.9	20,547	100.0	64.2

- (注) 1. 正味支払保険金は元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。
  - 2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

⑧元受正味保険金 (単位:百万円、%)

	年度			2018	3年度	2019		2020 年度	
種目				金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火		災		_	_	_	_	_	_
海		上		_	_	_	_	_	_
傷		害		63	0.2	61	0.3	46	0.2
自	動	車		25,397	99.8	24,135	99.7	20,103	99.8
自動車損	害 賠 償	責任		_	_	_	_	_	_
そ	の	他		_	_	_	_	_	_
合		計		25,461	100.0	24,196	100.0	20,150	100.0

<sup>(</sup>注) 元受正味保険金は元受保険金から元受保険金戻入を控除したものです。

# ⑨受再正味保険金

(単位:百万円、%)

	年度		2018 年度		2019 年度		2020	) 年度
種目			金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火	災		_	_	_	_	_	_
海	上		_	_	_	_	_	_
傷	害		_	_	_	_	_	_
自	動車		7	1.6	7	1.6	23	5.3
自動車損	害 賠 償 責 任		447	98.4	444	98.4	416	94.7
そ (	の 他		_	_	_	_	_	_
合	計		454	100.0	452	100.0	440	100.0

<sup>(</sup>注) 受再正味保険金は受再保険金から受再保険金戻入を控除したものです。

⑩回収再保険金 (単位:百万円、%)

	年度		2018	2018 年度		2019 年度		2020 年度	
種目			金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
火		災	_	_	_	_	_	_	
海		上	_	_	_	_	_	_	
傷		害	_	_	_	_	_	_	
自	動	車	792	100.0	179	100.0	43	100.0	
自動車損	書 賠 償 責	<b></b> 任	_	_	_	_	_	_	
そ	の	他	_	_	_	_	_	_	
合		計	792	100.0	179	100.0	43	100.0	

<sup>(</sup>注)回収再保険金は再保険金から再保険金割戻を控除したものです。

# 2. 保険契約に関する指標等

#### ①契約者配当金

該当ありません。

#### ②正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

年度	í	2018 年度			2019 年度			2020 年度		
種目	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	
火	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
海	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
傷害	100.7	181.5	282.2	104.2	139.5	243.7	68.4	95.7	164.1	
自動車	75.9	25.3	101.2	74.6	28.5	103.1	63.7	31.5	95.2	
自動車損害賠償責任	93.8	_	93.8	92.0	_	92.0	105.8	_	105.8	
その他	_	_	_	_	_	_	_		_	
合計	76.2	25.3	101.5	74.9	28.3	103.2	64.2	31.3	95.5	

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
  - 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
  - 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

#### ③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

年	度 2	2018 年度			2019 年度			2020 年度		
種目	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	
火	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
海	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
傷害	69.5	125.1	194.6	71.8	98.9	170.7	61.3	82.9	144.2	
( 医 療 )	(69.5)	(125.1)	(194.6)	(71.8)	(98.9)	(170.7)	(61.3)	(82.9)	(144.2)	
(がん)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
( 介 護 )	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
(その他)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
自動車	75.8	24.9	100.7	70.9	28.5	99.4	64.2	31.6	95.8	
そ の 他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
合計	75.8	25.2	101.0	70.9	28.7	99.6	64.2	31.7	95.9	

- (注) 1. 自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
  - 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
  - 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
  - 4. 合算率=発生損害率+事業費率
  - 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
  - 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

#### ④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分				年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
玉	内	契	約		100.0	100.0	100.0
海	外	契	約		_	_	_

(注) 上表は、収入保険料 (元受正味保険料 (除く収入積立保険料) と受再正味保険料の合計) について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

#### ⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	2019 年度	2020 年度
出再先保険会社の数	2 (-)	2 (-)
出再保険料のうち上位5位の出再先に集中している割合 (%)	100.0 (-)	100.0 (-)

<sup>(</sup>注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしております。

<sup>※())</sup>内は、第三分野保険に関する数値をあらわしています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとし た保険契約に限ります。)

#### ⑥出再保険料の格付ごとの割合

⑥出再保険料の格付ごとの割合 (単位:%)									
格付区分	2019 年度	2020 年度							
A 以 上	100.0 (-)	100.0 (-)							
B B 以 上	_	_							
その他(格付なし・不明・BB以下)	_	_							
合計	100.0 (-)	100.0 (-)							

<sup>(</sup>注) 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としております。ただし、再保険プールを含んでおりません。 格付は、S&P 社の保険財務力格付を使用しております。

⑦未収再保険金 (単位:百万円)

種目計		2018 年度	2019 年度	2020 年度
1	年度開始時の未収再保険金	4 (-)	432 (-)	18 (-)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	792 (-)	179 (-)	43 (-)
3	当該年度回収額	364 (-)	593 (-)	58 (-)
4	1+2+3 =年度末の未収再保険金	432 (-)	18 (-)	4 (-)

<sup>(</sup>注) 1. 地震・自賠責任保険に係る金額を除いております。

2.( ) 内は、第三分野保険に関する数値をあらわしています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てない とした保険契約に限ります。)

# 3. 経理に関する指標等

①支払備金 (単位:百万円)

種目			年度	2018 年度末	2019 年度末	2020 年度末
火		災		_	_	_
海		上		_	_	_
傷		害		13	11	13
自	動	車		24,263	22,781	22,916
自動車	損害賠付	賞 責 任		155	153	138
そ	の	他		_	_	_
合		計		24,432	22,946	23,068

②責任準備金 (単位:百万円)

種目	年度	2018 年度末	2019 年度末	2020 年度末
火	災	_	_	_
海	上	_	_	_
傷	害	193	167	157
自動	車	19,670	19,831	19,980
自動車損害	宗 賠 償 責 任	698	761	773
そ の	) 他	_	_	_
合	計	20,563	20,759	20,912

#### ③青仟準備余積立水準

● MITTIME	HT-11-1		(羊瓜・/0)
区分	年度	2019 年度末	2020 年度末
看 立 方 式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
傾 丛 力 丸	標準責任準備金対象外契約	該当なし	該当なし
		100.0	100.0

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる 保険としている保険契約を除いております。
  - 2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払 戻積立金について記載しております。
  - 3. 積立率= (実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金) ÷ (下記(1)~(3)の合計額)
    - (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規 則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(畄位:0%)

- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積 立金、保険業施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る 払戻積立金並びに 2001 年 7 月 1 日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

<sup>( )</sup>内は、第三分野保険に関する数値をあらわしています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとし た保険契約に限ります。)

#### ④引当金明細表

[2020年度] (単位:百万円)

	区分	2020 年度	2020 年度	2020年	度減少額	2020 年度末
	<b>区</b> 刀	期首残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸倒	一般貸倒引当金	2	1	_	2	1
貸倒引当金	個別貸倒引当金	2	1	0	0	2
金	特定海外債権引当勘定	_	_	_	_	_
退	職給付引当金	219	84	1	_	303
賞	与 引 当 金	288	299	288	_	299
役	員退職慰労引当金	_	_	_	_	_
価	格 変 動 準 備 金	79	7	-	_	86
合	計	592	394	290	3	693

[2019年度] (単位:百万円)

	区分	2019 年度	2019 年度	2019年	度減少額	2019 年度末	
	<b>应</b> 刀	期首残高	増加額	目的使用	その他	残高	
貸倒	一般貸倒引当金	3	2	_	3	2	
貸倒引当金	個別貸倒引当金	0	2	_	0	2	
金	特定海外債権引当勘定	_	_	_	_	_	
退	職給付引当金	163	59	2	_	219	
賞	与 引 当 金	280	288	280	_	288	
役	員退職慰労引当金	_	_	_	_	_	
価	格 変 動 準 備 金	72	7	_	_	79	
合	計	519	360	283	3	592	

#### ⑤貸付金償却

該当ありません。

#### 6資本金等明細表

資本金等の明細につきましては、52ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

# ⑦損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害	率の上	昇シ	ナリ	才		地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に 発生損害率が 1%上昇すると仮定いたします。				
計 算 方 法 ○増加する発生損害額=既経過保険料× 1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳( ては、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取 決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩							5、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳につい けるそれぞれの割合により按分しております。 双崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-			
経常	計利益	の洞	少	額	2020 年度	359 百万円	(注) 異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円			
					2019 年度	357 百万円	(注) 異常危険準備金残高の取崩額 0 百万円			

<sup>(</sup>注) 自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺して おります。

#### ⑧事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区分			年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
人	件	費		3,533	3,534	3,620
物	件	費		7,998	8,949	10,081
税		金		269	263	264
火災予防拠品	出金及び交通事故	女予防拠出金		_	_	_
保険契約者	保護機構に対	する負担金		_	_	_
諸手数	料及び	集金費		300	337	338
合		計		12,100	13,084	14,305

- (注) 1. 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計です。 2. 保険契約者保護機構に対する負担金は、保険業法第 265 条の 33 の規定に基づくものです。

# 4. 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況 (単位:百万円、%)

:	年度 2018	4度末	2019	年度末	2020	年度末
区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	7,036	11.6	12,133	20.3	12,842	20.8
コールローン	_	_	_	_	_	_
買 現 先 勘 定	_	_	_	_	_	_
债券貸借取引支払保証金	_	_	_	_	_	_
買入金銭債権	_	_	_	_	_	_
商品有価証券	_	_	_	_	_	_
金 銭 の 信 託	_	_	_	_	_	_
有 価 証 券	42,042	69.0	35,972	60.2	38,314	61.9
	_	_	_	_	_	_
土 地 ・ 建 物	46	0.1	40	0.1	254	0.4
運 用 資 産 計	49,125	80.7	48,146	80.6	51,411	83.1
総資産	60,917	100.0	59,768	100.0	61,850	100.0

# ②利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:百万円、%)

	年度	2018	年度	2019	年度	2020	) 年度
区分		収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
		0	0.00	0	0.00	0	0.00
コールローン		_	_	_	_	_	_
買 現 先 勘 定		-	_	_	_	_	_
債券貸借取引支払保証金		_	_	_	_	_	_
買入金銭債権		_	_	_	_	_	_
商品有価証券		_	_	_	_	_	_
金 銭 の 信 託		-	_	_	_	_	_
有 価 証 券		55	0.15	50	0.14	51	0.14
貸付金金		_	_	_	_	_	_
土 地 ・ 建 物		_	_	_	_	_	_
小		55	0.11	50	0.10	51	0.10
そ の 他		-	_	_	_	_	_
合計		55	_	50	_	51	_

<sup>(</sup>注) 利回りは収入金額/月平均運用額で算出しております。

# ③海外投融資残高及び構成比

該当ありません。

# ④海外投融資利回り

該当ありません。

# ⑤商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

# ⑥保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円、%)

		年度				年度	2018 年度末		2019 年度末		2020 年度末	
区分							金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
玉					債		901	2.1	_	_	_	_
地		ブ	בֿ		債		20,158	48.0	17,072	47.5	20,400	53.3
社					債		14,479	34.4	12,459	34.6	11,428	29.8
株					式		_	_	_	_	_	_
外		国	証		券		_	_	_	_	_	_
そ	の	他	の	証	券		6,503	15.5	6,441	17.9	6,485	16.9
合					計		42,042	100.0	35,972	100.0	38,314	100.0

# ⑦保有有価証券利回り

(単位:%)

区分				年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
公	礻	±	債		0.16	0.15	0.13
株			式		_	_	_
外	玉	証	券		_	_	_
そ	の他	の 訂	E 券		_	0.06	0.17
合			計		0.15	0.14	0.14

#### ⑧有価証券の種類別の残存期間別残高

[2020年度末] (単位:百万円)

区分					残存期間	1年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めの)	合計
玉				債		_	_	_	_	_	_	_
地		方		債		1,289	8,070	8,170	540	2,328	_	20,400
社				債		1,546	1,628	2,983	_	5,270	_	11,428
株				式		_	_	_	_	_	_	_
外	国	証		券		_	_	_	_	_	_	_
そ	の他	の	証	券		_	6,485	_	_	_	_	6,485
合				計		2,836	16,183	11,154	540	7,599	_	38,314

[2019年度末] (単位:百万円)

区分						残存期間	1年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めの) は、他のを含む)	合計
玉					債		_	_	_	_	_	_	_
地		ブ	ל		債		1,415	4,345	8,495	1,924	891	_	17,072
社					債		1,260	1,637	4,553	_	5,007	_	12,459
株					式		-	_	_	_	_	_	_
外		玉	証		券		_	_	_	_	_	_	_
そ	の	他	の	証	券		-	_	6,441	_	_	_	6,441
合		·			計		2,676	5,983	19,490	1,924	5,899	_	35,972

#### ⑨業種別保有株式の額

該当ありません。

# ⑩貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

#### ⑪担保別貸付金残高

該当ありません。

#### ⑫使途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

# ⑬業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

# ⑭規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

### ⑤有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分					年度	2018 年度末	2019 年度末	2020 年度末
土				地		_	_	_
		営	業	用		(-)	(-)	(-)
		賃	貸	用		(-)	(-)	(-)
建				物		46	40	254
		営	業	用		(46)	(40)	(254)
		賃	貸	用		(-)	(-)	(-)
建	嗀	仮	勘	定		_	_	_
		営	業	用		(-)	(-)	(-)
		賃	貸	用		(-)	(-)	(-)
合				計		46	40	254
		営	業	用		(46)	(40)	(254)
		賃	貸	用		(-)	(-)	(-)
リ	_	ス	資	産		_	_	_
その	)他の	有形固	固定資	産		502	407	622
有	形固	定資	産 合	計		548	447	876

# 5. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

# 3 責任準備金の残高の内訳

[2020年度末] (単位:百万円)

種目			区分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合計
火		災		_	_	_	_	_	_
海		上		_	_	_	_	_	_
傷		害		36	60	0	60	_	157
自	動	車		18,826	1,154	_	_	_	19,980
自動車	損害賠信	賞責任		773	_	_	_	_	773
そ	の	他		_	_	_	_	_	_
合		計		19,636	1,214	0	60	_	20,912

[2019年度末] (単位:百万円)

種目			区分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合計
火		災		_	_	_	_	_	_
海		上		_	_	_	_	_	_
傷		害		33	56	0	76	_	167
自	動	車		18,682	1,148	_	_	_	19,831
自動車	損害賠償	賞責任		761	_	_	_	_	761
そ	の	他		_	_	_	_	_	_
合		計		19,477	1,205	0	76	_	20,759

# 4 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

区分	度 2016 年度	2017年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
期 首 支 払 備 金	22,789	23,989	24,633	24,355	22,790
前期以前発生事故に係る当期支払保険金	9,879	9,318	9,594	9,997	8,613
前期以前発生事故に係る当期末支払備金	11,891	12,571	13,301	12,781	12,710
当期把握見積り差額	1,018	2,099	1,737	1,576	1,466

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
  - 2. 自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
  - 3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

# 5 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●**自動車** (単位:百万円)

	事故発生年度			2016 年度			20	2017年度   2018年度		度	20	019年	度	20	020年	度		
				金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
	事故	発生年	度末	27,463			27,089			26,859			24,152			21,707		
+ 累 支計	1	年	後	26,494	0.96	△ 968	26,089	0.96	△ 1,000	26,571	0.99	△ 287	23,521	0.97	△ 630			
\	2	年	後	25,973	0.98	△ 521	25,534	0.98	△ 554	26,269	0.99	△ 302						
備険	3	年	後	25,688	0.99	△ 284	25,166	0.99	△ 368									
717 717	4	年	後	25,639	1.00	△ 49												
最終	損害	見積!	)額	2	25,639	)	2	25,166	)	2	26,269	)	2	23,521		2	21,707	,
累	计 保	険	金	2	24,520	)	2	23,298	3	2	22,962	)	1	8,616	)	1	11,502	
支	払	備	金		1,119	)		1,867	7		3,306	)		4,904	-		0,205	

**●傷害** (単位:百万円)

	事故発生年度			2	2016 年度 2017 年度			 度	2018 年度			2	019年	 度	2	020年	度	
				金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
	事故	発生年	度末	57			58			58			55			46		
+ 累 支計	1	年	後	56	0.97	△ 1	57	0.99	△0	60	1.02	1	57	1.04	2			
<b>払保</b>	2	年	後	56	1.00	0	58	1.02	0	60	1.01	0						
備険金金	3	年	後	57	1.01	0	58	1.00	Δ0									
717 717	4	年	後	57	1.00	0												
最終:	損害	見積!	)額		57			58			60	,		57	,		46	
累言	十	険	金		57			58			60			55			34	
支	払	備	金		0			_			0			1			11	

#### ●賠償責任:該当ありません。

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
  - 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
  - 3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

# Ⅲ. 財産の状況

# 1 計算書類

# 1. 貸借対照表

〈資産の部〉 (単位:百万円、%)

〈貧産の部〉					(単位:百万円、%)
年度	2019 (2020年3月	年度 月 31 日現在)	2020 (2021年3月	) 年度 月 31 日現在)	比較増減
科目	金額	構成比	金額	構成比	
現 金 及 び 預 貯 金	12,133	20.3	12,842	20.8	709
預 貯 金	12,133		12,842		
有 価 証 券	35,972	60.2	38,314	61.9	2,341
地 方 債	17,072		20,400		
社 債	12,459		11,428		
その他の証券	6,441		6,485		
有 形 固 定 資 産	447	0.8	876	1.4	429
建物	40		254		
その他の有形固定資産	407		622		
無 形 固 定 資 産	5,880	9.8	4,650	7.5	△ 1,230
ソフトウェア	5,880		4,650		
その他の無形固定資産	0		0		
その他資産	5,339	8.9	5,171	8.4	△ 167
未 収 保 険 料	0		0		
再 保 険 貸	13		0		
未 収 金	3,350		3,250		
未 収 収 益	35		34		
未収還付法人税等	40		_		
預 託 金	350		440		
仮 払 金	1,547		1,444		
その他の資産	0		0		
貸 倒 引 当 金	△ 4	△ 0.0	△ 4	△ 0.0	0
資 産 の 部 合 計	59,768	100.0	61,850	100.0	2,082

く貝貝及しに貝圧の印と					(単位・日万円,%)
年度	2019(2020年3月		2020 (2021年3月		比較増減
科目	金額	構成比	金額	構成比	JU¥XJ百/I®
(負債の部)					
保険契約準備金	43,705	73.1	43,980	71.1	274
支 払 備 金	22,946		23,068		
責任準備金	20,759		20,912		
その他負債	1,405	2.4	2,106	3.4	701
	1		1		
未 払 法 人 税 等	95		390		
前 受 収 益	49		37		
未 払 金	1,218		1,468		
仮 受 金	22		10		
資 産 除 去 債 務	18		197		
退 職 給 付 引 当 金	219	0.4	303	0.5	83
賞 与 引 当 金	288	0.5	299	0.5	10
特別法上の準備金	79	0.1	86	0.1	7
価格変動準備金	79		86		
操延税金負債	50	0.1	85	0.1	34
負債の部合計	45,750	76.5	46,862	75.8	1,112
( 純 資 産 の 部 )					
株 主 資 本					
	39,106	65.4	39,106	63.2	_
資本剰余金	9,006	15.1	9,006	14.6	_
資本準備金	9,006		9,006		
利益剰余金	△ 34,083	△ 57.0	△ 33,104	△ 53.5	978
その他利益剰余金	△ 34,083		△ 33,104		
(繰越利益剰余金)	(△ 34,083)		(△ 33,104)		
株主資本合計	14,028	23.5	15,007	24.3	978
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金	△ 10	△ 0.0	△ 18	△ 0.0	△ 8
評価・換算差額等合計	△ 10	△ 0.0	△ 18	△ 0.0	△ 8
純 資 産 の 部 合 計	14,017	23.5	14,988	24.2	970
負債及び純資産の部合計	59,768	100.0	61,850	100.0	2,082

(注) 1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全 部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

- 2. 有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。
- 3. 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づき、次のとおり計上しており ます。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権 及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収 が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び 保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額 を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てて おります。

また、全ての債権は資産の自己査定及び償却・引当規程に基づき、各資産を所管する部署が資産査定を実施し、当該部門か ら独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- 4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度 末において発生していると認められる額を計上しております。
  - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準 によっております。

- 5. 賞与引当金は従業員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。
- 6. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 7. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。

- 8. 自社利用のソフトウェアの償却については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- 9. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
- 10. 重要な会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影 響を及ぼす可能性があるもの

当社は、保険業法第 117 条、 同施行規則第 72 条及び第 73 条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した、 または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていな い金額を見積り、支払備金として積み立てております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表の「支払備金」に23,068 百万円計上しております。

- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報
  - ① 算出方法

支払事由の発生の報告があった保険契約については、支払事由の報告内容、保険契約の内容及び損害調査内容等に基づ き個別に支払見込額を計上しております。

まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる支払備金については、過去の支払実績 等を勘案して算定した最終損害見積額に基づき計上しております。

② 翌事業年度の計算書類に与える影響

損害調査の進展、裁判等の結果などにより、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積りから変動する可能性 があります。また、最終損害見積額の算定においては、見積手法の選択等に起因する不確実性を有しております。

- 11. 有形固定資産の減価償却累計額は563百万円であります。
- 12. 関係会社に対する金銭債権額は21百万円であります。
- 13. 繰延税金資産の総額は3,949百万円、繰延税金負債の総額は85百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額と して控除した額は3,949百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、繰越欠損金2,103百万円、支払備金1,177百万円、責任準備金(自動車 損害賠償責任保険を除く) 340 百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は 2,103 百万円、将 来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は1,846百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、資産除去債務に対応する除去費用 53 百万円、自動車損害賠償責任保険に係 る責任準備金31百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額は前事業年度より59百万円減少しており、主な要因は、繰越欠損金に 係る評価性引当金額の減少 280 百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額の減少 221 百万円であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (※)	_	_	777	1,254	67	4	2,103
評価性引当額	_	_	△ 777	△ 1,254	△ 67	△ 4	△ 2,103
繰延税金資産	_	_	_	_	_	_	_

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

- 14. 支払備金及び責任準備金の内訳は以下のとおりであります。
  - (1) 支払備金の内訳

支払備金 (出再支払備金控除前、(ロ) に掲げる保険を除く)	22,930 百万円
同上にかかる出再支払備金	0 百万円
差引(イ)	22,929 百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	138 百万円
計 (イ+ロ)	23,068 百万円
+ 12 W W A = 1 = 0	

(2) 責任準備金の内訳

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	18,879 百万円
同上にかかる出再責任準備金	16 百万円
差引 (イ)	18,862 百万円
その他責任準備金 (ロ)	2,049 百万円
<u>計 (イ+ロ)</u>	20,912 百万円

- 15. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 金融商品の状況に関する事項
    - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、保有する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な 収益の確保を図ることを目的とし、金融商品を活用した資産運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融商品は、国内円建債券が主なものであり、その他に国内円建預金を保有しております。なお、債券について は「その他有価証券」に区分しております。

金融商品に係るリスクは、金利の変動を主因とする市場リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。

(2) 金融商品に係るリスク管理体制

取引全般に係る権限規程及びリスク管理方針・諸規程を定め、これらに基づいて取引を行うとともに、取引の執行部門とは 別にリスク管理部門を設置し、組織的な牽制を行っております。さらに、リスク管理部門がリスク状況を定期的に取締役会等に 報告しております。

1) 市場リスクの管理

資産運用リスクに係る管理規程等に従い、保有資産の特性を踏まえた金利感応度分析等によるリスク管理を実施しておりま

2) 信用リスクの管理

資産運用リスクに係る管理規程等に従ってリスク管理を行うこととしております。

3) 流動性リスクの管理

流動性リスクに係る管理規程等に従い、取引の執行部門とリスク管理部門にて管理しております。また、資金繰りの状況を逼 迫度に応じて区分し、各区分に応じた対応を定めて管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づいております。なお、市場価格がない場合には合理的に算定された価額による こととしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金及び預貯金	12,842	12,842	_
(2) 有価証券			
その他有価証券	38,314	38,314	_
資産計	51,156	51,156	_

- (注) 金融商品の時価の算定方法
  - ① 現金及び預貯金

預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

取引所の価格又は取引金融機関から提示された時価によっております。

- 16.1株当たりの純資産額は、9,379円60銭であります。算定上の基礎である当期純資産額は14,988百万円、当事業年度 末における発行済株式数は普通株式 1,598 千株であります。
- 17. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設け ております。

- (2) 確定給付制度
  - ① 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務 303 百万円 退職給付引当金 303 百万円

② 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法 給付算定式基準 割引率 0.27%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、33 百万円であります。

18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# 2. 損益計算書

(単位:百万円)

	年度	2019 年度 (2019年4月 1 日から) (2020年3月31日まで)	2020 年度 (2020年4月 1 日から) (2021年3月31日まで)	比較増減
科目		金額	金額	
	経常収益	37,933	36,554	△ 1,378
	保険引受収益	37,883	36,497	△ 1,385
	正味収入保険料	36,374	36,477	102
	積立保険料等運用益	21	20	
	支払備金戻入額	1,486	_	△ 1,486
	資産運用収益	28	31	3
	利息及び配当金収入	50	51	1
	積立保険料等運用益振替	△ 21	△ 20	1
終	その他経常収益	21	25	3
経常損益の部	経常費用	37,755	35,135	△ 2,620
損	保険引受費用	27,793	24,030	△ 3,762
益	正味支払保険金	24,469	20,547	△ 3,922
の	損害調査費	2,789	2,870	80
伯	諸手数料及び集金費	337	338	0
	支払備金繰入額	_	122	122
	責任準備金繰入額	196	152	△ 43
	資産運用費用	-	_	_
	営業費及び一般管理費	9,957	11,096	1,139
	その他経常費用	4	7	3
	貸倒引当金繰入額	1	_	△ 1
	その他の経常費用	2	7	4
	経常利益	178	1,419	1,241
特	特別利益	<del>-</del>	_	
特別損益	特別損失	31	111	80
益	固定資産処分損	24	54	30
の部	価格変動準備金繰入額	7	7	0
	その他の特別損失		49	49
税	引前当期純利益	146	1,307	1,160
法	人税及び住民税	△ 0	294	294
法	人 税 等 調 整 額	△ 12	34	46
法当	人 税 等 合 計	△ 12	328	341
_当	期 純 利 益	159	978	819

1. 関係会社との取引による収益総額は33百万円、費用総額は79百万円であります。

	201710			
2.	(1)	正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。	収入保険料 支払再保険料 差引	36,585 百万円 108 百万円 36,477 百万円
	(2)	正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。	支払保険金 回収再保険金 差引	20,590 百万円 43 百万円 20,547 百万円
	(3)	諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。	支払諸手数料及び集金費 出再保険手数料 差引	343 百万円 5 百万円 338 百万円
	(4)	支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。	支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く) 同上にかかる出再支払備金繰入額 差引(イ)	116 百万円 △ 20 百万円 137 百万円
			自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額 (ロ) 計 (イ+ロ)	△ 15 百万円 122 百万円
	(5)	責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。	普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前) 同上にかかる出再責任準備金繰入額 差引 (イ)	146 百万円 △ 0 百万円 146 百万円
			その他責任準備金繰入額(ロ)計(イ+ロ)	6 百万円 152 百万円
	(6)	利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。	預貯金利息 有価証券利息・配当金 計	0 百万円 51 百万円 51 百万円

- 3.1 株当たりの当期純利益は、612円 60 銭であります。算定上の基礎である当期純利益は 978 百万円、期中平均株式数は普通株式 1,598 千 株であります。
- 4. その他特別損失 49 百万円は、本社移転に伴う一時費用であります。 5. 当期における法定実効税率は 28.00%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は 25.14% であり、その差異の主要な内訳は、評価性引当額の減少 4.60%、任力税均等割等 1.08% であります。
- 6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

			(十四・ロババ)
年度	2019 年度 (2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)	2020 年度 (2020年4月 1 日から) (2021年3月31日まで)	比較増減
科目	金額	金額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)	146	1,307	1,160
減価償却費	1,691	1,793	102
支払備金の増減額(△は減少)	△ 1,486	122	1,608
責任準備金の増減額(△は減少)	196	152	△ 43
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1	△ 0	△ 2
退職給付債務の増加額	56	83	26
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	7	7	0
利息及び配当金収入	△ 50	△ 51	△ 1
有形固定資産関係損益(△は益)	0	46	46
無形固定資産関係損益(△は益)	24	8	△ 15
未収金増減額(△は増加)	238	100	△ 138
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	668	116	△ 551
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	89	124	34
その他	_	75	75
小計	1,583	3,885	2,301
利息及び配当金の受取額	203	187	△ 16
法人税等の支払額	△ 103	41	145
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,683	4,114	2,430
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	_	△ 300	△ 300
有価証券の取得による支出	△ 3,437	△ 5,160	△ 1,722
有価証券の売却・償還による収入	9,275	2,673	△ 6,602
資産運用活動計	5,838	△ 2,786	△ 8,624
(営業活動及び資産運用活動計)	(7,522)	(1,327)	( △ 6,194)
有形固定資産の取得による支出	△ 30	△ 461	△ 431
無形固定資産の取得による支出	△ 2,397	△ 278	2,118
資産除去債務の履行による支出	_	△ 87	△ 87
預託金の取得による支出	△ 0	△ 393	△ 393
預託金の返還による収入	2	303	301
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,412	△ 3,705	△ 7,117
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	_	_	_
現金及び現金同等物に係る換算差額	_	_	_
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	5,096	409	△ 4,687
現金及び現金同等物期首残高	6,836	11,933	5,096
現金及び現金同等物期末残高	11,933	12,342	409

(注) 1. キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ 月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

2. 現金及び現金同等物の当事業年度末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(2021年3月31日現在)

現金及び預貯金 12,842 百万円 38,314 百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △ 500 百万円 現金同等物以外の有価証券 △ 38,314 百万円 現金及び現金同等物 12,342 百万円

- 3. 重要な非資金取引は該当ありません。
- 4. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# 4. 株主資本等変動計算書

[2020年度] (単位:百万円)

	(+#:1/3/3/								
	株主資本								
		資本剰余金	利益剰余金						
	資本金	資本準備金	その他利益 剰余金	   株主資本   合計	その他 有価証券	純資産合計			
		貝个牛佣亚	繰越利益 剰余金	ПП	評価差額金				
当期首残高	39,106	9,006	△ 34,083	14,028	△ 10	14,017			
当期変動額									
当期純利益	_	_	978	978	_	978			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	_	△8	△ 8			
当期変動額合計	_	_	978	978	△8	970			
当期末残高	39,106	9,006	△ 33,104	15,007	△ 18	14,988			

(注) 1. 当事業年度末における種類ごとの発行済株式数は次のとおりであります。

(単位:株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	1,598,000	_	_	1,598,000
発行済株式合計	1,598,000	_	_	1,598,000

- 2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。
- 3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。
- 4. 当事業年度末後において剰余金の配当を行う予定はありません。
- 5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

[2019年度] (単位:百万円)

						( ) == == ,313,
		株主	評価・換算 差額等			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金 その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
当期首残高	39,106	9,006	△ 34,243	13,868	54	13,923
当期変動額						
当期純利益	_	_	159	159	_	159
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	_	△ 64	△ 64
当期変動額合計	_	_	159	159	△ 64	94
当期末残高	39,106	9,006	△ 34,083	14,028	△ 10	14,017

(注) 1. 当事業年度末における種類ごとの発行済株式数は次のとおりであります。

(単位:株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	1,598,000	_	_	1,598,000
	1,598,000	_	_	1,598,000

- 2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。 3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。
- 4. 当事業年度末後において剰余金の配当を行う予定はありません。
- 5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# リスク管理債権

# 1. 破綻先債権

該当ありません。

# 2. 延滞債権

該当ありません。

# 3.3ヵ月以上延滞債権

該当ありません。

# 4. 貸付条件緩和債権

該当ありません。

# 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

# 4 債務者区分に基づいて区分された債権

# 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当ありません。

# 2. 危険債権

該当ありません。

# 3. 要管理債権

該当ありません。

# 4. 正常債権

該当ありません。

# 保険会社に係る保険金等の支払い能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

年度 区分	2019 年度	2020 年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	15,305	16,291
資本金又は基金等	14,028	15,007
価格変動準備金	79	86
危険準備金	0	0
異常危険準備金	1,205	1,214
一般貸倒引当金	2	1
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	△ 10	△ 18
土地の含み損益	_	_
払戻積立金超過額	_	_
負債性資本調達手段等	_	_
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されな   い額	_	_
控除項目	_	_
その他	_	_
_(B) 単体リスクの合計額 [√{(R <sub>1</sub> +R <sub>2</sub> )²+(R <sub>3</sub> +R <sub>4</sub> )²}+R <sub>5</sub> +R <sub>6</sub> ]	5,809	5,468
一般保険リスク (R₁)	5,227	4,879
第三分野保険の保険リスク(R <sub>2</sub> )	_	_
予定利率リスク(R₃)	0	0
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	955	1,009
経営管理リスク(R <sub>5</sub> )	194	185
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	300	300
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	526.9%	595.8%

<sup>(</sup>注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成 8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

#### 単体ソルベンシー・マージン比率について

- ●損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大 災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力 を保持しておく必要があります。
- ●この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準 備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算 されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

#### 通常の予測を超える危険

保険引受上の危険(\*1)、予定利率上の危険(\*2)、資産運用上の危険(\*3)、経営管理上の危険(\*4)、巨大災害に係る危険(\*5) の総額

- \* 1 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク):保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生 し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- \*2 予定利率上の危険(予定利率リスク):実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- \*3 資産運用上の危険(資産運用リスク):保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る 危険等
- \* 4 経営管理上の危険(経営管理リスク):業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記\*1~\*3及び\*5以外のもの
- \*5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

#### 損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力(単体ソルベンシー・マージン総額)

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額

●単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の 一つでありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

# 時価情報等(取得価額又は契約価額、時価及び評価損益)

# 1. 有価証券

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

③その他有価証券で時価のあるもの

[2020年度] (単位:百万円)

				2020 年度末				
区分				取得原価	貸借対照表計上額	差額		
貸借対照表計上額が取得	公	社	債	24,271	24,315	44		
原価を超えるもの	株		式	_	_	_		
	外	国証	券	_	_	_		
	そ	の	他	_	_	_		
	小		計	24,271	24,315	44		
貸借対照表計上額が取得	公	社	債	7,561	7,513	△ 47		
原価を超えないもの	株		式	_	_	_		
	外	国証	券	_	_	_		
	そ	の	他	6,500	6,485	△ 14		
	小		計	14,061	13,998	△ 62		
合計				38,332	38,314	△ 18		

[2019年度] (単位:百万円)

				2019 年度末			
区分				取得原価	貸借対照表計上額	差額	
貸借対照表計上額が取得	公	社	債	28,098	28,148	49	
原価を超えるもの	株		式	_	_	_	
	外	国証	券	_	_	_	
	そ	の	他	_	_	_	
	小		計	28,098	28,148	49	
貸借対照表計上額が取得	公	社	債	1,384	1,383	△ 1	
原価を超えないもの	株		式	_	_	_	
	外	国証	券	_	_	_	
	そ	の	他	6,500	6,441	△ 58	
	小\		計	7,884	7,824	△ 59	
合計				35,982	35,972	△ 10	

#### ④時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

該当ありません。

#### 2. 金銭の信託

該当ありません。

# 3. デリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)

該当ありません。

# 4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

# 5. 先物外国為替取引

該当ありません。

# 6. 有価証券関連デリバティブ取引(7. に掲げるものを除く)

該当ありません。

# 7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

(国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)

該当ありません。

# 8. 暗号資産

該当ありません。

# その他

- ●当社は、会社法第436条第2項第1号に基づき、計算書類及び計算書類に係る附属明細書について、会計監査人(有限責任あずさ 監査法人)による監査を受けております。
- ●「当社及び子会社等の概況」、「当社及び子会社等の主要な業務」、「当社及び子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」 については該当ありません。

# 確認書

2021年7月

三井ダイレクト損害保険株式会社 宮本 晃雄 取締役社長

- 1. 本ディスクロージャー誌に記載の財務諸表について確認したところ、全ての重要な点において虚 偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。
- 2. 本ディスクロージャー誌に記載の財務諸表が、所定の手続きにより適正に作成されたこと、及び これに係る内部監査が有効に実施されたことを確認しました。

以上

# 損害保険用語の解説

#### 価格変動準備金

保険会社が「所有する株式・債券等の価格変動による損失」に 備えるための準備金です。

#### 既経過保険料

保険期間のうち保険会社が補償する責任を果たした期間に相当 する保険料をいいます。一方、責任の残っている期間に対応する 保険料を「未経過保険料」といいます。

# 再保険

保険会社が危険の分散を図るため、自社が引き受けた保険契約 上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをい います。再保険に出すことを出再、再保険を引き受けることを受 再といいます。

#### 時価(額)

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、 経過年数や使用による消耗分を控除して算出した金額です。

保険会社が事業を行う上の費用で、損害保険会計では「損害調 査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称 していいます。

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものにつ いて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことです。

#### 正味収入保険料

保険契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)から積立 保険料相当分を控除し、再保険料を加減(出再保険料を控除し、 受再保険料を加える)したもので、会社が引き受けた危険に対 応する保険料のことです。

#### 責任準備金

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、保 険会社があらかじめ積み立てておく準備金です。責任準備金には、 「普通責任準備金」、「異常危険準備金」、「危険準備金」、「払戻 積立金」、「契約者配当準備金」等があります。

# ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を 超える危険に対する資本金・準備金等の保険会社が保有する支 払余力の割合を示し、経営の健全性を測る指標の一つです。

#### 損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料 率算出団体です。火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用 保険の参考純率及び自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準 料率の算出、並びに自動車損害賠償責任保険の損害調査を主要 な業務としています。

#### 損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合のことで、保険会社 の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味保 険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

#### 11

#### 被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人のことです。 保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の 場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

#### 保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことで す。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保 険金を支払います。ただし、通常は、保険期間中であっても保険 料が払込まれるまでは保険会社の責任は開始しないと定められて います。

#### 保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支 払う金銭のことです。

#### 保険金額

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額 であり、その金額は、保険契約者と保険会社の契約によって定め られます。

#### 保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人です。 契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

#### 保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払等の責任を果たすために保険会社 が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等が あります。

#### 保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保 険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、 人の死傷等がその例です。

#### 保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、 満期返れい金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び 一般管理費を控除し、その他収支を加減したものです。なお、そ の他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等で す。

### 保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の 保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、 個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排 除する特別約款(特約)とがあります。

# 保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契 約者にお支払いいただく金銭のことです。

#### 未経過保険料

保険期間のうち、保険会社が補償する責任の残っている期間に 対応する保険料をいいます。

#### 元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約が なされているとき、再保険契約に対してその保険契約を元受保険 といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保 険のすべてを指す場合があります。

#### 【事故にあわれた方】

# 事故のご連絡

事故受付センター 電 話 番 号 0120-258-312 受付時間 24時間365日

#### 【自動車保険・バイク保険・ドライバー保険】

# インターネットでのお見積り・お申し込み

ホームページ www.mitsui-direct.co.jp

# 電話でのお見積り・お申し込み、各種お問い合わせ

お客さまセンター 電話番号 0120-312-405

受付時間 (平日) 9:00~20:00 (土日祝) 9:00~18:00

※ドライバー保険のお見積り、お申し込みはホームページ (www.mitsui-direct.co.jp) のみの受付となります。

# メールでの各種お問い合わせ

お客さまセンター メールアドレス app@mitsui-direct.co.jp

#### 【医療保険】

# 各種お問い合わせ

お客さまセンター メールアドレス app@mitsui-direct.co.jp 電話番号 0120-312-830

受付時間 (平日) 9:00~18:00 (土日祝) 休み

※医療保険の新規契約の受付は2015年10月30日をもちまして終了させていただきました。

三井ダイレクト損害保険の現状2021 2021年7月発行

三井ダイレクト損害保険株式会社 経営企画部

〒112-0004 東京都文京区後楽2-5-1 住友不動産飯田橋ファーストビル 電話 0570-200-207 (代表) www.mitsui-direct.co.jp



この制作物は、みんなの文字を 使用しています。みんなの文字は、 一般社団法人UCDAが「読みや すさ」を認証した書体です。

